

「こんなふうにしたいな 裁判員裁判」(2012.6.2 平成 24 年度)

(司会) それではお待たせいたしました。ただ今から、東京三弁護士会の共催によります、「こんなふうにしたいな 裁判員裁判—裁判員制度 3 年後見直し提言と裁判員経験報告の市民集会—」を開催させていただきたいと思います。まず、開会に先立ちまして、東京三会の主催者を代表いたしまして、東京弁護士会斎藤義房会長より、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。(拍手)

(斎藤) 斎藤でございます。本日は、土曜日にもかかわらずたくさんの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。裁判員裁判は 2009 年の 5 月に始まりました。この間、かなりスムーズに運営されているように思います。

若干数字をご紹介しますと、この間、全国で 5,000 件を超える裁判員裁判が行われています。東京の裁判所においても、本年の 3 月末までですでに 1,639 件が行われております。裁判員や補充裁判員を経験された方も、全国で 2 万 8,000 人以上を数えておりまして、東京の裁判所では本庁と立川を合わせて 2,000 人以上の方が、この裁判員裁判を体験されているという状況にあります。

この裁判員裁判は、弁護士会がかねてから主張しておりました陪審制度の変形版です。弁護士会は、そもそも裁判員裁判という形よりも、陪審制度を主張してまいりました。裁判に市民が参加するという制度の中では、刑事裁判はやはり陪審だと言っていたわけですが、いろいろな議論の結果、現在のような裁判官と市民と一緒に合議をして、事実認定をし、量刑を定めるという制度になったわけでありまして。

何はともあれ、市民が刑事裁判に参加する制度が実現したこと自体は、弁護士会も大いに歓迎しているところであります。予断のない市民が事実認定に参加する意義は大きい。実は刑事裁判の裁判官というのは、件数でいうと、99.9%、有罪の判決を書いています。

それほど無罪というのは少ない。おそらく裁判官を長くやったけれども、無罪判決を 1 回も書いたことがないという裁判官はたくさんいらっしゃると思います。そういう意味で、どうしても被告人が目の前に来ますと、特に自白をしている事件については、この人はやっただろうと思いついてしまいがちです。その結果、「実はやってないんです」と被告人が法廷で否認しても、まあ、単なる弁解だろうと聴き流してしまいがちなんです。

そういう意味で、まったく初めて裁判所に来て、被告人の訴えを聞くという、そういう方がいることは非常に重要なのです。

それからもう 1 つは、日本の裁判員裁判は、量刑にまで市民がかかわります。この点についてはマイナスの面があるという主張もありますけれども、私はプラスの面があるように思います。それは、罪を犯した人がなぜこのような事件を起こしたのか、事件の背景に何があるのかということ、市民の方々が具体的な事件を通じて考えていただける機会を提供するという面があると思うからです。

殺人の重大な事件が発生した。犯行の現場は悲惨な状態であった。犯行態様は残酷だった。そういう外形的な事実を見ると、被告人はものすごく凶悪な人間だと思いがちです。新聞報道などでは、具体的にやった行為、結果が書かれますから、それをあらかじめ読んだり聴いたりした方は、そういう印象を持ちがちです。

しかし、実際の法廷に現われた被告人は、意外と、あれ、私の隣のいる人と同じような感じだなと思う。そして、その背景にいろいろな事情がある。そして、その人の生い立ちから、生育環境から、さまざまないろいろな事実を抱えて、人生を抱えて、今、この場に立っているということが分かるのです。そうすると、この人をどうしたらいいんだろうと考える。この人に対してふさわしい処遇はどうあるべきか、再犯を防止するにはどうしたら良いだろうということを一般の人たちに考えていただく機会になる、きっかけになると、私は思っています。

その事実認定、それから量刑の判断にとって一番重要なことは、いかに正しい証拠が裁判員の前に提供されるかどうかです。まさに本当に良い証拠が法廷に提供されることによって、間違いのない判断が可能になるわけですし、その意味でどのように証拠がつけられるかというのが極めて重要なことになると思います。

取調官の誘導によってつけられたような、自白によって判断されるのでは困るわけですし、取り調べ段階から、きちんとした証拠がつけられるという意味では、取り調べの可視化ということが必要でありますし、証拠が隠されていても困るわけであります。有利な証拠だろうと、不利な証拠だろうと、あらゆる証拠がきちんと法廷に提供されることが大事なわけであります。そういう発想が、刑事裁判全体の見直しにつながるきっかけになる。そこにこの裁判員裁判の意義があると考えているわけでございます。

実は、裁判員裁判法には附則がありまして、3年後に制度の見直しをすることになっていきます。すなわち、今年がその3年後の2012年でありまして、見直しの時期を迎えているわけであります。そういう時期に、あらためて裁判員裁判が、本当に私どもが考えている目的にかなうか。そして、その趣旨にかなった運用になっているのかということを検証することが極めて大事であります。今日の企画は、まさにその3年後の見直しに向けた検証の機会の1つだというふうに考えているわけでございます。

裁判員裁判を経験されたお2人の方が、今日、おみえいただきました。ありがとうございます。さらには、後半のパネリストとして、映画監督の周防正行さん、元裁判官の青木孝之さん、そして牧野茂弁護士、朝日新聞の山本亮介記者に、ご出席いただいております。お忙しいところ、本当にありがとうございます。

3時間という長丁場の企画でございますが、ぜひ最後までご参加いただきまして、実りのある機会にさせていただければと思います。そして、皆さんがあらためて裁判員裁判の在り方について考えるきっかけになることを心から期待いたしまして、若干長くなりましたが、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(司会) それでは次に、本集会開催の趣旨について、東京三弁護士会裁判員制度協議会遠藤常二郎弁護士からご説明させていただきます。

(遠藤) 私から本日の集会の趣旨について簡単に説明申し上げます。裁判員裁判が実施されて3年経過しました。裁判員法には、3年の経過とともに、実施状況を踏まえて、必要とあれば、制度の見直しをすると、することができるという規定が置かれております。これは、よりよい裁判員制度の発展のために設けられた規定であります。

私ども弁護士会では、この3年後の検証を目指して、これまでの裁判例を検証しながら議論を深めてまいりました。そしてこの3月に、日弁連から意見書という形で、裁判員裁判についての改革案を公表させていただきました。本日は、この集会に出席されている皆様方に、この意見書の趣旨と内容についてご理解を賜ればというふうな思いで、この集会を企画しております。そしてこの集会が、皆様方一人一人が一緒になって、裁判員裁判を考えるような場になればというような思いもございませう。ぜひとも、ご協力お願い申し上げます。

そして、この3年間に裁判員裁判は数多く実施されました。これについては、いろいろな評価もありますが、おおむね肯定的な評価が多いと思われませう。例えばその1つとして、今までの刑事裁判は、供述調書を中心とした裁判であった。しかし、裁判員裁判になって、公判で見たこと、聞いたこと、これによって裁判官および裁判員が心証を形成するような裁判に変わった。これは、公判中心主義の裁判に変わりつつあるというような評価も受けております。そして、一般市民の方々が裁判員として裁判に参加することによって、被告人の更生を正面から向き合った判決、いい判決が出ていくようになったという評価もありません。

しかし一方では、また課題が残されております。その1つとして、裁判員裁判において、刑事被告人の防御権をいかに保障すべきかという点が大きな課題であります。さらに、もう1つは、裁判員の方々の心理的負担をいかに軽減するかという点も課題でございませう。この2つの課題について、日弁連の意見書は、それぞれ提言をしております。

今日は、皆様方がこの集会の中で、ぜひともこの意見書の趣旨、内容についてご理解賜ればと思ひます。そして、このシンポジウムの題名であります「こんなふうにしたいな裁判員裁判」という、この表題の下で、皆さんが一人一人、このような裁判員裁判になりたいという思いを持って、一緒になって考えていただければと思ひます。どうかよろしくお願ひします。(拍手)

(司会) それでは、第1部に入らせていただきます。その前にちょっとお願いでございませう。お手元の資料の中に、質問票、アンケートが入っております。特に質問票につきましては、休憩のときに回収をさせていただくことになっておりますので、もし質問がある方はそれまでにお書きいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは第 1 部、裁判員経験者の体験報告と提言の説明ですが、最初に裁判員経験者 2 名の体験報告について始めさせていただきます。それではこれから先は、司会者の方であります、牧野茂弁護士にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(牧野) 皆さん、こんにちは。弁護士の牧野です。裁判員経験者 2 名の方の体験報告を最初に始めたいと思います。お配りしている緑の表紙の紙を 1 枚めくっていただくと、パネリストの紹介というのがありまして、実は 3 人とも、2 部でパネリストとしても登場します。ここに 2 人とも裁判員経験者のことも紹介してありますが、自分の言葉で後で紹介してもらいます。

めくって、6 のところの弁護士牧野というのが私で、私がなぜ今日、裁判員経験者 2 名の司会をやるかという、実は裁判員経験者ネットワークという交流会をつくってありまして、2 人もその交流会に参加していただいているということがありまして、それで私が今回の司会をやらせていただくということになって、お 2 人も市民に自分の裁判員経験者の声を伝えたいという思いがありましたので、今日は参加していただいています。それでは、自己紹介を兼ねて、小田さんと松尾さんなんですが、それぞれお名前と裁判員裁判を体験した裁判所、罪名、審理日数から、まず小田さんからどうぞ。

(小田) はい。裁判員経験者の小田でございます。よろしくお願いいたします。私は 2 年前、2010 年の夏に東京地裁で強盗致傷の裁判に参加しました。日数は 4 日間です。よろしくお願いいたします。

(牧野) では、松尾さん、続きをお願いします。

(松尾) こんにちは。松尾悦子と申します。私は仙台地裁の方で、強盗殺人事件、7 日間裁判員をしておりました。よろしくお願いいたします。

(牧野) それでは、まず選任手続きのときの通知のことなんですけれども、ご存じのように前年度の年末までに候補者名簿に登載されて、具体的事件の呼び出しが、6 週間前に呼び出し状というのが来るんですが、その呼び出し状について書かれている内容なんですが、審理日数は記載されていると思うんですね。そのほかの罪名とかほかの情報は、記載されていないのでしょうか、お 2 人。

(松尾) ありません。

(小田) ありません。

(牧野) 審理日数だけですね。分かりました。松尾さんにお聞きしますが、選任手続きに参加して、何か課題とか感想とかあったらお願いします。

(松尾) はい。選任手続きというのは、個別の特に質問とかがない人に関しては、本当に集団で返事するだけだったんですね。正直、こんな簡単な手続きで、大切な裁判員を選任していいのかという疑問は残りました。

(牧野) ありがとうございます。裁判所によっては、集団のところとある程度、小グループでやるところもあるようですが、時間を短縮するために集団でやってしまうという選任手続きが多いようです。

次に、最後の段階で、抽選で裁判員候補者を選ぶんですが、これは陰でやられているので、公開の場で抽選してほしいという意見もあるんですが、小田さん、この点はどう思いますか。

(小田) はい。私のときは、だいたい60人ぐらいの中から、座席は60個で、実際にそろうた人数は40人ちょっとですか。その中から抽選されるんですけども、抽選するときには、何か裏の部屋で行われているようだったので、何かオープンにした方が、裏でやる必要はないんじゃないかなという感じでした。

(牧野) ありがとうございます。まあ、裁判所がいかさまをやるとは思えないんですが、結果的にばらつきが意図的じゃないかというような感想を持つ人も経験者の中にいたので、貴重な意見だと思います。次に、勤務者にとって、選任されれば裁判員として一定日数拘束されることに職場の理解を得なければいけない問題があると思いますが、そのために、裁判員の呼び出しが来たということを職場にも通知してほしいという裁判員経験者の意見が交流会で出ているんですが、この点について、小田さん、どう思いますか。

(小田) 私は、中小企業で勤務している会社員です。私のケースのときは、会社も特に反対もなく、私も参加したいということで一切問題はなかったんですけども、現実的に多くの会社員の方、またはそうでない方も含めて、会社に通知がないと、個人が会社に報告をして裁判員として参加するというのはちょっと何かおかしいのかなとは思っています。

(牧野) 松尾さんは、その点、いかがですか。

(松尾) まあ、通知があればあったで、その方がベターだとは思うんですけども、自分のことなので、自分で説明するという形でもいいのかなという思いはあります。ただ、企業側も裁判員に対して理解があると言えない状況の中では、企業側も本当に理解して協

力的に努力をしてほしいなという部分があります。

(牧野) 次に、選任後、法廷に入る前に、裁判長から刑事裁判の基本ルールを説明されることになっていますね。説示と言うんですが、簡単に言うと証拠裁判主義とか、無罪推定の原則とかいうことなんですが、その内容は、当時理解できましたか。審理中も意識しましたか。松尾さんから。

(松尾) はい。ございましたし、意識しました。

(牧野) 小田さんは？

(小田) 理解はしましたけど、どこまで正確な説明だったのかというのは、正直、思い出せないんですね。思い出せないということは、本当に説明があったことは覚えているんですけど、裁判長がどのように細かくしゃべったかというのは思い出せないです。

(牧野) でも、書面か何かでしっかり説明してもらえばもっと分かったんですかね。

(小田) そうですね。書面で、形に残る状態で初日に渡しておけば、途中で随時それを見られるはずだし、本来そうあるべきだと思います。

(牧野) ありがとうございます。では、いよいよ審理開始してからのことをお聞きします。審理開始初日から入りますね。法廷に入った瞬間の印象について、松尾さんはいかがですか。

(松尾) 単純に、入ったことがないところなので、お一つと思いました。

(牧野) 驚いたという感じですか。

(松尾) 驚きました。

(牧野) 小田さんはどうですか。

(小田) 裁判の傍聴すらしたことがない人間が、いきなり前に座ることが想像できなかったのも、最初に立ったときの緊張感というのは忘れられないですね。

(牧野) その日、法廷でどんな審理が行われるのかとか、全体の審理日程というのは、

裁判所から説明されたかどうか。松尾さん、いかがですか。

(松尾) はい。仙台地裁の方では、一応タイムテーブルを渡されたんですね。なので、言葉の意味とかもまったく当然分からないんですけれども、日程については理解できました。

(牧野) 分かりました。検察官、弁護人から、これから証拠で立証しようとする内容の説明が最初にあったはずなんです。これは冒頭陳述と言うんですけど、これは分かりやすい工夫とかがあったか、またどちらが分かりやすかったか、理解できたか。これをお2人から聞きたいと思うんですが、まず小田さん、いかがですか。

(小田) はい。私の参加した事件はかなり複雑で、正直、途中から話についていけなくなる場面がありました。検察側は、まあ、分かりやすい資料を用意している一方、弁護側は論文調のような書面だったんですけれども、それは最初の印象だけで、進んでいくうちに理解はできました。

(牧野) そうすると、初日の冒頭陳述を聞いた段階では、途中から全体像が見えなくなってしまったということですか。

(小田) そうですね。完全に納得というのができなかったのも、初日が終わった後に、裁判長にその点は質問しました。質問したときに、同じ一緒に参加していた裁判員の皆さんも、やはり分かりづらかったということがあったので、裁判長の方から、簡単にといいか、みんなが分かるように説明があったことを覚えています。

(牧野) 最初は自分だけ分からないんじゃないかと思って不安だったのが、みんな分からなかったということ。

(小田) 私だけが分からなかったのかなと思いました。

(牧野) 確か、小田さんの事件って、共犯者もいたりして、ややこしい事案でしたね。

(小田) はい。

(牧野) 分かりました。それで、最後に裁判長の説明で理解が進んだし、同じようにみんなも分からなかったというので安心したということですね。

(小田) はい。

(牧野) その点、松尾さんはいかがですか。冒頭陳述を聞いていて。

(松尾) はい。検察官の方がすごく工夫があつて、配布資料もカラフルだったりとか、PowerPointも効果的に、強調したところがぼんと色が付いたりとか、そういう意味で、視覚的にすごく入ってきたので、分かりやすくて印象的でした。

(牧野) 松尾さんに続いて聞きますけど、検察官の方が印象的で分かりやすかった点について、裁判所から何か注意がありましたか。

(松尾) はい。印象に残ったとか、あと説明が上手、プレゼンがうまい、下手というのは、事実の判断にまったく別な問題であると。なので、印象に引きずられないように注意してくださいというのは言われました。

(牧野) それは裁判長がそういうふうに言ってくれたんですか。

(松尾) はい。

(牧野) 分かりました。小田さん、さっき冒頭陳述の疑問点は、今は解消されたということによろしいですね。

(小田) はい。

(牧野) 分かりました。証人尋問が次に行われたと思うんですが、松尾さん、質問の意図等は分かりましたか。

(松尾) 私は仕事上、面接とか相談とかする立場なんですけれども、そういう目でちょっと見ていた感じもあるんですが、逆に相手に聞き出したい答えが見えてしまって、そういう意味で、すごく見え透いていて面白かったです。

(牧野) 松尾さんの場合、ちょっと特殊かもしれませんが、すごく楽しんで分かったんですね。

(松尾) はい。

(牧野) 小田さんはどうですか。尋問の内容は、分かりましたか。

(小田) はい、分かりました。

(牧野) 分かりました。では次にいって、2日目以降に入ります。小田さんにお聞きします。初日の審理に立ち会う際と、心境に変化はありましたか。

(小田) 初日は、最初に法廷に入ったときの被告人を見る目が、やはり初めてなものですから、どうしてもやっぱり罪を犯した人として見ちゃいけないんですけども、そういう気持ちがあったことだけは確かです。ただ、初日が終わって、いろいろなことを振り返りながら、2日目にはそういうこともなく、平常心で臨めたんじゃないかなと思います。

(牧野) 分かりました。次に、お昼ご飯を食べる過ごし方で、一般人は全然分からないわけで、意外とこんなことも参考になるので、お昼ご飯はどこでどういうふうに食べたかをちょっと松尾さんの場合はどうでしたか。

(松尾) すみません。これは力説したいんですけども、私のときは評議室で、いつも裁判所指定の弁当なんです。種類が2種類しかなくて、大きいか小さいかの選択しかできない。食堂もやんわり禁じられて、この辺は非常に不満が今でも残っていて、根に持っています。たぶん注目事件、当時、今でもちょっと注目されちゃっている事件なんですけど、だったからかなとは思うんですけども、すみません、これだけ言いたかったんですけど。

(牧野) 誰かも不満を、交流会でも言っていましたね。分かりました。小田さんの場合は、お昼ご飯の食べ方はどういう感じだったんですか。

(小田) 私の場合は4日間ですが、初日は裁判長、他の裁判官、それから裁判員全員で、外に食事に行きました。これは結構珍しいことのようにですが、2日目以降は各自自由にといいことで、私は2日目が東京地裁の地下の食堂で食べたんですけども、夏休みで非常に傍聴人が多くてかなり込み合っていたのと、やはりどうしても法廷で座っていた人間がそこにいるというのをやはり、どうしても声が聞こえてきてしまったので、3日目、4日目は弁当を評議室で食べました。

(牧野) それは、強制されないけど、何となく食堂は居心地が悪いということですね。

(小田) そうです、はい。

(牧野) 分かりました。次に、論告弁論またはそれまでの審理を通じて、検察官や弁護人の活動の印象について、理解できたか。検察官、辩护人、どちらが分かりやすかったか。この辺をまず、松尾さん。

(松尾) さっきと同じことなんですけれども、やはり検察官の方がプレゼン上手でした。

(牧野) 小田さん、いかがですか。

(小田) 私のときは、正直、一番最初にもう弁護士の方の論文調の書面を見て、ちょっと印象がどうしても悪かったんですけど、だんだん進むにつれて、弁護士の方が非常に声も大きくて分かりやすく、感情も入っていたので、何となく魂のこもった弁護というか、そういう感じがあって非常に分かりやすかったですね。

(牧野) じゃあ、結果的には両方とも評価するということですかね。

(小田) そうですね。

(牧野) ありがとうございます。次に、皆さんが裁判員で参加する前に、公判前整理手続きというのを、あらかじめ争点、何が争点かというのを決めて、いらない争点を削って、立証も証拠も絞っているのが決まっちゃっているんですね。決まった上で、その決まった立証計画に従って審理を進めることになっているんですが、こうなっている点について、松尾さん、どう思われますか。

(松尾) はい。実際裁判員をしていたときには、本当にいろいろなことがいっぱい出てきたので、まあ、正直十分だったと思ったんですけども、私の事件、差し戻しになった事件でして、そうなってくると、公判前手続も不十分だし、事実認定も違うと言われてしまったので、今としては、手続きの経過とかも知らせてもらって、意見を言えるようなことがあった方がよかったのかなと思います。

(牧野) 分かりました。松尾さんのは、破棄差し戻しされてしまったんですよね。

(松尾) はい。

(牧野) はい。それで、今のような感想を特に持っているということですかね。分かりました。次に、肝心の評議についてちょっとお聞きします。どんな点に注意して、評議に

参加したか。小田さん、いかがですか。

(小田) はい。私は日ごろから、何か人と同じことをするのが嫌いなので、何か違うところからものを見るということを何となく意識しながら。そのときも、果たして本当にこれでいいのかということは常に意識しつつ発言したことを覚えています。

(牧野) 裁判員の名前を名乗り合ったのか、それとも1番さん、2番さん、3番さんというような呼び方だったのか。松尾さん、どうでしたか。

(松尾) はい。私のときは、番号で呼ぶことになっていきますのでよろしくお願いしますという形で、番号で、私は2番さんと呼ばれていました。ただ、しかし本当に非常に評議室内の雰囲気、裁判長のキャラとかもあったんだと思うんですけど、本当によかったので、別にマイナスの点はあまり感じてないです。

(牧野) 何か記号化されて、非人間的な扱いというよりも、ニックネーム的な印象になって。

(松尾) そうですね。2番ですという感じで、楽しく2番でした。

(牧野) そうですか。小田さんの場合は、どうでした？

(小田) はい。私のときは、一番最初に裁判長から、一般的には番号で呼ばれているんだけど、呼び合うんだけど、その裁判長がそのときおっしゃっていたのは、短い期間とはいえ、人と人が共同の作業をするわけなので、裁判長の考えとしては、名前呼び合いたい。異議のある方が1人でもいらっしゃった場合は番号に変えますけど、皆さんどうですかということで、全員その場で即賛成ということで、名前呼び合いました。

(牧野) そうですか。経験者の複数の人に聞いていると、番号だけで決まっているところと、それからみんなが希望する本名で呼び合えようというところと、裁判所によって扱いが違うようですね。たまたま2人の場合は違った例同士だったので比較できたと思います。次に、評議で意見を十分言えたかどうか。お2人、いかがですか。

(小田) はい、十分言えました。

(牧野) 2人ともそうですか。

(小田、松尾) はい。

(牧野) 裁判所は、裁判員に自由に話をさせてくれる雰囲気はありましたか。

(小田) はい、ありました。

(牧野) 2人ともそれはいいですかね。時間が足りたかどうか。松尾さん、どうですか。

(松尾) これも足りたと思っていたんですけども、7日もやりましたし。でも差し戻しされているので、足りなかったのかなという疑問は出てきています。

(牧野) 評議の時間が足りないときのために、予備日をあらかじめ設定しておいた方がいいんじゃないかという提案をする意見もあるんですが、これについてお2人はどう思いますか。

(松尾) 私は賛成です。

(牧野) 小田さんは？

(小田) はい、私も賛成です。

(牧野) はい。結論が出た後、判決文は裁判官が作成したと思うんですが、裁判員もそれについてあらかじめ見せてもらったり、意見を言えたかどうか。小田さん、どうですか。

(小田) 私ときは、評議室のテーブルで、本当に確かノートパソコンをお持ちになっていて、みんなでプリントアウトしたものを手にしつつ、誤字脱字のチェックから、今、思うと、私ときは評議の時間が多少余ったと言ったら変ですけど、時間に余裕があったので、そういうことができたんだなと思います。

(牧野) 松尾さんのときはどうでしたか。

(松尾) まったく小田さんと同じ感じで。

(牧野) 僕も多数の経験者の方の話を聞いているんですが、ほとんどの方が、文書を読んで意見を言う機会があるようにはしているようです。それから、検察官に立証責任があり、しかもその証明の程度は常識に従って疑い無い程度までの証明が必要ということ、こ

れは最初の始まる前に評議室で言ってもらったことのはずなのですが、最終評議でも説明があったかどうか。小田さん、いかがですか。

(小田) あったかどうか、はっきりした記憶がありませんけど、意識はしていました。

(牧野) 説明があったかどうかはよく覚えてないんですね。あなたは自分では意識したんですね。

(小田) はい。

(牧野) 松尾さんの場合、いかがですか。

(松尾) がつつりありました。

(牧野) あったんですか。分かりました。次に、守秘義務についてお聞きします。裁判所から、守秘義務はこういう範囲で、ここからここまで言っているけど、ここからここまでだめよというような説明はありましたか？ 小田さん、どうですか。

(小田) 分かりやすい明確な説明はありませんでした。

(牧野) どこまで話せるか分かりましたか。

(小田) 法廷で起こったこと、報道されていること、そのぐらいは言っても問題ないんだろうなという認識でした。

(牧野) 書面で、守秘義務の範囲の明確な説明文を裁判員に裁判所が渡した方がいいという意見も、市民団体と日弁連と、裁判員経験者からも意見が出ているんですが、こういう意見についてはどう思いますか。

(小田) はい。その意見を聞いて思ったんですけど、むしろそれが当然のことで、何で紙で渡さないのかなという思いです。

(牧野) 松尾さんは？

(松尾) その意見に賛成で、具体例が挙がっていれば、なおいいのかなと思います。

(牧野) 分かりました。事件後、守秘義務があるために、誰にも評議の内容を話さないことについての感想について聞きますが、小田さんはいかがですか。

(小田) 特に裁判の内容を自分から人に伝えようという気持ちもありませんでしたし、人からそんなに聞かれることも言うほどなかったのも、心理的な負担もないし、ただ守秘義務の規制については、少し今のやり方は考えるべきだとは思いますが。

(牧野) 交流会のときなんかは、周囲の人の方が気を使っちゃって、聞いちゃいけないんだというような感じで聞いてこないというような感想が。

(小田) そうですね。私のときも、少なくとも職場の人間とか、かなり身近な人たちは、私が裁判員裁判に参加することを知っているのも、私は逆の立場だったら、何か聞くのが、私だったら聞くんですけども、何か結構遠慮がちな方が多かったですね。

(牧野) 分かりました。松尾さんにその点を聞きますが、事件後と現在とで、事件の内容を話せない、評議の内容を話さないことについての感想について。

(松尾) はい。先ほどの弁当の話とかは普通にしていることなので、私はそういう話があったので、その辺最初守秘義務って全然気にしてなかったんですけども、破棄差し戻しということになりまして、例えば次の裁判で、私たちの評議が何らかの形でちょっとこれはおかしいとかいう具体的にやり玉に上がっちゃったりしたときに、私が考えていた具体的な反論は一切できないんですね。そこがちょっと頑張りましたしか言えないので、そこがきついかないという思いはあるんですけども、守秘義務に関しては 2 部でありますので、この辺までで。

(牧野) 分かりました。破棄差し戻し後は、ちょっと話したいという気持ちもあるなということですかね。

(松尾) 話したいけど、話さないだろうという感じですね。

(牧野) 分かりました。それから、裁判員の体験、評議の体験、社会やこれから裁判員になる人に伝えたいという気持ちはあるか。直後でも、その後でも。小田さんはどうですか。

(小田) はい、私はあります。自分が参加するときに、本当に何も情報がなくて、ささいなことなんですけれども、服装はどうするかとか、そういうことをネットで調べても出

てこないという状況でした。そういったところが積み重なって、足が遠のいている裁判員の方も、私は少なくないと思います。なので、そのぐらいのことであれば、聞かれたことに対しては伝えていきたいなという思いもあります。

(牧野) 記者会見について、裁判所から説明はありましたか。小田さん、どうですか。

(小田) はい、ありましたけど。

(牧野) どんな説明でしたか。

(小田) 参加する、しないは、皆さんの意思にお任せします。

(牧野) 主催はどこがやるということでしたか。

(小田) 主催は、記者クラブが主催する。要は裁判所が主催するものではありませんという。

(牧野) ということですね。記者会見には応じたのでしょうか。

(小田) はい。

(牧野) 松尾さんも同じですね。理由は、小田さん、記者会見に応じた理由は何でしょうか。

(小田) 私が参加したことが、記者会見に出ることも含めて、今、私は務めだなど思ったので参加しました。

(牧野) 松尾さんは？

(松尾) 私はそのときは、まさか延々こういうところに出ることになるとは思ってなかったのですが、まあ、そのときは1回ぐらい記者会見という経験をしてもいいかなと思って、出ました。

(牧野) 人生の経験の1つにいいなと。

(松尾) そうですね。

(牧野) 分かりました。印象として、松尾さん、実際の記者会見に出てみて、どうでした？

(松尾) 仙台で、当時としては 7 日間は最長だったんですね。しかも、今ももめている通り、被告は否認していたりとかいろいろなことがある事件だったので、たぶん記者さんは大変でしたと答えてほしいというのがもう見透かされる感じで、私は頑張って取り組みましたとか、ちょっと前向きな発言をしたかったんですけども、すぐ終わらされてしまって、非常に不満でした。

(牧野) 審理終了後のことについて聞きますが、達成感もあったんですか。小田さん、どうですか。

(小田) はい。達成感はありました。

(牧野) 心理的負担についてはどうですか、小田さん。

(小田) ほとんどなかったですね。ゼロではないですけど。

(牧野) その後、被告人は控訴とか上告等までしていると知ってからなんですけど。

(小田) はい。私の参加した裁判の被告人は、その後、控訴、上告、再審請求とその間は長かったんですけども、そのことをつい数カ月前に知りました。正直、ちょっとその後は、いろいろ思い出すことは多々あります。

(牧野) 被告人の今後について気になったかどうかというと、今の答えだと気になっているということですかね。

(小田) はい、気になっています。

(牧野) はい。控訴されたかどうか裁判所からの連絡、日程の連絡があったかどうか。小田さん、どうですか。

(小田) 日程の連絡はありませんでした。

(牧野) 松尾さん、控訴されたこと、日程の連絡はありましたか。

(松尾) ないです。

(牧野) 控訴されたこと自体の連絡がない？

(松尾) ないです。

(牧野) はい。この点の課題。控訴したかどうか、日程も希望者には教えてほしいという意見もあるんですが、いかがですか。小田さん、どうですか。

(小田) はい。私の場合は、控訴されました、控訴しましたということを裁判長から判決文と一緒に手紙をいただきました。それで控訴の事実を知ったんですけども、多くの方の場合は、それすら来てないという状況で、裁判員に義務的にいろいろな負担、罰則を負わせているわりに報告をしてないのはどういうことだというのが、私の思いですね。

(牧野) 判決まで責任を持ってやらせたのに。

(小田) そうです、はい。

(牧野) 日程も教えてくれないということですね。

(小田) はい。

(牧野) ということですね。裁判員経験者の相互交流について聞きます。もう時間が少なくなってきたので。2人とも裁判員経験者ネットワークという市民団体に入っていますが、そこでは交流会等とか経験の共有ということが目的とされていますが、小田さんは、どういう動機で入ったんですか。

(小田) 私は、自分以外の裁判員を経験された方の話を聞いてみたかったというのと、実際話をしていると、裁判員一人一人にとって、経験したものが裁判員制度そのものなんですね。ところが、話をしていると、ささいなことで結構違う点がたくさん出てきたので、そういうところを発展していけば、よりよくするための提言もできるのかなというようなことはありました。

(牧野) 松尾さんの場合は、どうでしたか。

(松尾) はい。私は仙台地裁で裁判をして、その後、引っ越しをするという状況があったので、仲間が欲しかったというのと、その仲間というのは別に癒し系ではなくて、ちょっと前向きな話とか面白い話とかができる仲間が欲しくて入りました。正直、入ってみて、心理的負担を訴える方の多さには驚いた感じがあるんですけども、結局、いろいろな提言であるとか、こういう場とかいろいろなきっかけができたので、いいかと思っています。

(牧野) 今まで経験者ネットワークで7回交流会をしているんですが、多数の方が心理的負担が軽くなったと述べているんですが、それは交流会で感じましたか。それは2人もそうですね。

(小田、松尾) (頷く。)

(牧野) 分かりました。裁判員経験者5名で提言を作成して、全国60カ所に提出したということが新聞報道もされて、2人も関与していますか。

(松尾) はい。

(牧野) 5人のうちの2人が、あなた方ですね。はい。3つだけ紹介します。これは朝日新聞の記事に載ったということで、後で皆さん見てください。一番最後のページですね。これは60カ所を全部回ったということで、あと1分ぐらいで終わりにしますので、ちょっと時間が超過しちゃって申し訳ありません。この中で、公判前整理手続きの経過もできるだけ議事録ぐらい示してほしいという、先ほど松尾さんがおっしゃった趣旨でよろしいですね。

(松尾) はい、そうですね。

(牧野) 希望者には、控訴審、上告審の審理日程も教えてほしい。これは先ほど話に出ていたことでよろしいんですかね。それから、裁判官も記者会見をした方がいいという、これはとても僕らが思い付くようなアイデアじゃないんですけど、これはどんな趣旨なんでしょうか。

(松尾) はい。まず、皆さん裁判官がしゃべるのは聞きたいんじゃないかというところもありつつ、あと裁判員は記者会見をするのに、何で裁判官が出ないんだろうかという疑問。それから、裁判官としての担当した苦労や、あと裁判員といういわば素人と議論したことに対しての感想、そういうものが聞けた方が、両サイドのことが情報として入ってきて、より有意義なんじゃないかなという発想からですね。

(牧野) それと、対象事件を民事、行政事件にも広げたいという提言もあるんですが、これは一言で言うと、どういう趣旨なんですか。

(松尾) 市民の感覚を生かせる場というのは、たぶん今の裁判員裁判の決定された範囲内以外にももっとあるんじゃないかなという発想からです。

(牧野) 分かりました。もう時間を超過してしまいました。どうもお2人、ありがとうございました。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

(司会) ちょっと時間が超過ぎみですが、取りあえずスケジュール通り進めたいと思います。では、日本弁護士連合会の提言についてを、概略説明を、それにかかわられた、今、司会をやった牧野弁護士の方からお願いしたいと思います。ただ、ちょっと予定よりも超過しておりますので、牧野弁護士、お願いですが、ちょっと少なめをお願いします。

(牧野) では、予定よりもちょっと短めにやります。時間がないので、手短かにやらせていただきます。日弁連の提言、実は多数の項目あるんですが、そのうち、一部に絞って説明させていただきます。私が何で説明するかというと、日弁連の提言の全部の作成の委員会に私が委員として入っていた関係で、作成の議論の経過とかを全部知っているということで、僭越ながら、説明者をやらせていただきます。

それから、PowerPointにも対応して、できるだけ時間を短縮して、分かりやすくしようということで、第一東京弁護士会の大槻弁護士に手伝っていただいて、今日の操作をやっていただきます。それでは早速始めたいと思います。

まず、附則9条の条文をちょっと出していただけますかね。これは3年後の見直しの裁判員法の附則9条という条文で、これが根拠になっております。特に後半部分を注目していただきたいんですが、単に見直せばいいということじゃなくて、裁判員が参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるように。つまりせっかく裁判員制度を導入したので、刑事裁判の制度が参加することによってよくなるような方向での改善をするよということになっているので、日弁連でもその趣旨を損なわないように検討しました。

次に、検討するに当たっては、3年たった裁判員裁判の現状をまず把握して、そこからどうやって改善するかを探る必要があるので、3つの観点で、まず裁判員制度になって刑事裁判が改善されたという評価、これがかなり大きい比重を占めていまして。これはどんなことかということ、3つに分かれて説明されています。

まず、見て、聞いて、分かる裁判。素人が入るために、専門用語の符丁が使えなくなつて、しかも集中審理なので、口頭主義、直接主義が復活して、法廷中心で密室での供述調

書の比重が減ったと。2番目が、無罪推定の原則が実現した。今、あえて実現したと言わせてもらうんですけども、有罪率 99.9%の現状から、実質的には裁判官が有罪推定の傾向があったと弁護側では評価しています。それで、証拠も全体評価。

ところが、裁判員に無罪推定の原則を説明しちゃった以上、裁判員から、この点はちょっと証拠が足りないんじゃないですかと疑問が残ると、いや、一応何となくそろっているんじゃないですかということは、裁判員には言えない。そうすると、立証不十分で無罪という判決が増えてきたというふうに、判決文および裁判員の感想等から評価されています。

これは後で時間があつたら、鹿児島地裁の、指紋があつて立ち入っていることが間違いないで、これらうそをついているんだけど証拠不十分とか、現住建造物の事件とか覚せい剤密輸事件とかで無罪が多数出ていることから、こういう傾向。つまり裁判員が裁判官を無罪推定の原則に引き戻したというような効果があるといわれています。

3つ目が、被告人の今後の処遇や更生を考えた判決が増えた。裁判官は件数もこなして、判決を言い渡して終わり。ところが、裁判員は一生に一度選ばれるから、自分が実刑と言うと本当に刑務所に入っちゃうわけで、その代わり執行猶予と言うと本当に野放しになっちゃって、それで本当にいいのかというので、被告人が最後に更生するまでのことを考えて、悩んで判決する数が増えたと評価されます。これは、執行猶予に保護観察を付けないと野放しになるんですが、保護観察を付ける率が、最高裁の5月の発表で30%から55%に増加したといわれております。この刑事裁判が改善されることの評価を踏まえた改善について、次に触れます。

これについては、対象事件を拡大しようかと。せっかく利点のある制度なのだから、もっと拡大したらいいかという議論がありまして、日弁連でも議論しました。結論は、追加的に拡大しよう。つまり、現状の◇罪名◇の事件を維持して、改善の流れを止めない。そうかといって、法定合議事件全部にしちゃうとかして事件を倍にしたりすると物理的にも不可能ということで、折衷案ですね。

現状は維持して流れは止めないけれども、本当に市民参加の価値がある事件だけは追加する。それで、2つの要件を課しまして、まず罪を争っている事件。事実の認定はプロも素人も同じなので、素人の常識による判断が役に立つ。それから2番目に、被告人が素人の市民が入った裁判員裁判を希望している事件。これにしようということになりました。

そして、2番目の被告人の防御権の保障という観点から、逆に集中審理のために、裁判員制度の場合には、前よりもこの点が足りないんじゃないかという指摘があつて、それについては、裁判法51条という条文が実はありまして、51条には、裁判員のために迅速に分かりやすいものにしなければならないというのがあるんですが、被告人の防御権も同時に保障しなければならないという規定がないんですね。

担当委員会では、ただし書きに、被告人の防御権の保障も十分配慮しなければならないと付け加えようという提案があつたんですが、提言にはならないんですが、京都弁護士会の提言に入っております。これは入れた方がいいと思いますが、そういう具合の裁判員に

配慮する規定だけあって、被告人の防御権が軽視されてはたまらないという問題があります。

それについて具体的にはどんな配慮があったかという点、まず証拠は平等に弁護人も手に入れて戦えるようにしようということで、今まで証拠は検察官が独占している。本来、両方とも見られなきゃおかしいので、周防監督も可視化の集会で、当然全部見られていると思って、見られないというのでびっくりしたと言いますが、プロはもう当たり前になっちゃっているんですね。

前は、法廷に提出する予定の証拠だけしか見られなかったのが、若干、裁判員制度導入と共に段階を追って開示されて、今回の改正では一気にかなり改正しまして、2点改正しました。それは証拠リスト、つまりどんな証拠があるか全部開示する。そうじゃないと、証拠を隠したり、改ざんされるから。それから、その中で弁護人がこれを見せろと言ったら、原則全部開示しなきゃいけない。でも、この規定でもまだ不十分じゃないかという疑問もあります、一応かなりの改正はされています。

それから、今回、日弁連の提言にはなっていないけど、その他の課題としては、取り調べの全面可視化とか、保釈の本来の運用へ。今、人質司法、自白しないと保釈を認めてくれないことが多くて、事前に弁護人と十分な打ち合わせができないと、とても集中審理に耐えられないということも課題とされています。

時間がないので次に行きますが、その他の課題に入りまして、これは大きく分けて3つありまして、守秘義務、評議がブラックボックスになっている弊害。それから死刑が単純多数決でいいのかという問題、それから心理的負担の軽減の提言です。まず、守秘義務の範囲について、分かりにくいので画面に1個にまとめました。これを見ていただくと、まず守秘義務の範囲外のところを見ていただくと分かりやすいので、法廷のことは話している。それから判決文、感想もいろいろ。

ここからまず理解してもらって、守秘義務で話しちゃいけないことというのは、評議の秘密、これが中心です。だいたいこれさえ押さえておけばいいです。評議の内容は一切言えないと覚えてくれれば十分です。意見も経過も、何対いくつかも全部言えない。

それから、その他の職務上知り得た秘密というのは、プライバシーとか裁判員の名前とか、これに触れるということはあまりないでしょうから、評議の秘密、評議の内容の意見とかは全部言えないと覚えておいてくれれば結構です。

では、その弊害。大きく分けて2つあります。まず、話せない心理的つらさ。これは誰にも言えないんです。奥さんにも言えない。まあ、こっそりしゃべっている人もいるかもしれないですけど、一応、法律上は言えない。これはつらいですよ。穴を掘って、「王様の耳はロバの耳」と言いたい心理はこれですよ。それから、評議は市民の常識が詰まった宝庫ではなく、社会で共有化されるべきなのに、共有化されていない、ブラックボックスですから。

この2つの弊害が指摘されていて、その2つの弊害を解消するために、守秘義務罰則規

定の大幅軽減立法がもう 2011 年には成立しています。具体的には、そうしたら守秘義務をどうやったら実質的に適切な罰則規定ができるかということで、日弁連が決めたのは、守秘義務機能の中でも重要なのは、自由な議論の保障。つまり、あいつがあんなことを言ったと後から言われるようだと、さかのぼって評議のときに言えなくなっちゃうと。これだけを守って、これを守る範囲では、誰が発言したか特定しなければ、評議の内容を全部言っていていいと。

つまり、判決は殺意ありだが違う意見があっても○。最初殺意ありが多数だったが、殺意なしになっても○。殺意ありとなしは 7 対 2 であっても○。ということにしようという提言になっています。それから、評議や市民の常識の詰まった方式で共有化という点では、もう 1 個解決方法として第三者検証機関を設置する提言が、もう 2009 年、2008 年で、日弁連の提言になっています。

これは、共有化が目的です。中立的機関をつくって、そこには守秘義務を全面解除して、その代わり、その構成員は守秘義務が課されて、その検証結果は特定の個人名、事件名を言ってはいけません。守秘義務の今度の罰則軽減立法には、この検証機関の守秘義務解除もうたっています。ということで、守秘義務の問題について、こういう問題があります。

もう 1 個大事なのが死刑は全員一致で、これは単純多数決では、究極の刑罰としてどうか。執行後取り返しがつかない。それから、裁判官、裁判員の心理負担が大きい。これは裁判所法も改正して、裁判官だけの事件も全員一致にすべきだという提案です。最後に、心理的負担の軽減。これは、真剣に被告人の運命を考えるから発生しちゃうんですね。これは NHK のデータで 67% です。

解決策としては、当の裁判員の保護のために、また安心して裁判員を務めてもらうことは裁判制度のために必要なもので、これは国の責任。勝手に呼んでおいて真剣に考えさせて、負担を感じさせて、後は放っておくというのは許されないということで、提言をまとめました。提言がパワポで書いてある通り、交流できるように裁判所で説明したり、24 時間サポート体制とか、さっきの守秘義務の範囲を書面で交付する。本来話していいことまで分からないから話さないということで心理的負担が重なってしまう。

ということで、最後に日弁連の提言を 5 つ表にしたものを見てもらいましょう。2 番ですね。今、話したのが、この 5 つにまとまっています。レジュメにまとめてありますので、時間の制約があつて、本当はあともっとしゃべりたかったんですが、タイムキーパーがいらっしゃいますので、これでジャストで終わりにしたいと思います。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

(司会) ありがとうございます。これで、第 1 部終了とさせていただきます。ちょっと時間が延びておりますが、この時計で 2 時 12 分まで、10 分間休憩とさせていただきます。それで、先ほどお願いいたしました、もし質問がおありの方は会場のところに質問票の回収箱がございますので、そちらに入れていただければ、後でうまくすれば、

質疑応答ができるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。では、休憩いたします。失礼します。

<休憩によりカット>

(司会) それでは、第 2 部のパネルディスカッションに移りたいと思います。こちらの第 2 部の司会は、田岡直博弁護士ですので、司会の方をお任せいたします。よろしくお願いいたします。

(田岡) 第 2 部の司会を務めます、田岡と申します。よろしくお願いいたします。第 2 部では、第 1 部に引き続き、裁判員経験者の小田さん、松尾さん、そして弁護士の牧野さんに加わっていただき、さらに映画監督の周防さん、朝日新聞記者の山本さん、元裁判官で法科大学院でも教鞭を執っておられる青木さん、この 6 名という非常に豪華なメンバーでお送りをしたいというふうに考えております。では、第 2 部から加わられたパネリストの方に、自己紹介をまずいただきたいと思います。では、周防さん、よろしくお願いいたします。

(周防) どうも、周防です。よろしくお願いいたします。何でこういう席に座っているのかという、もともとは『それでもボクはやってない』という映画を作ったことが大きかったと思いますが、実はあの映画を作った理由は、ある痴漢事件をきっかけに、その報道を見て、日本の刑事裁判の取材を始めてみたら、驚くことばかりだったんですね。

例えば今どき自白だけで有罪になるのか。なっているとは思ってもいなかったのに、確かに自白が今でも一番の強力な証拠となっているという裁判の在り方とか、疑わしきは被告人の利益にという、小説やドラマや映画の世界では非常に当たり前になっていることが、現実の世界ではどうもそうじゃないらしいと。

それまで漠然と思っていた日本の刑事裁判というものが、実際はまったく違うものだったということに気付いて、これはたぶん多くの日本人も知らないことではないかと思って、とにかく私を感じた驚きというものを多くの人に伝える。それで何とかこの絶望的な刑事裁判の状況というものを変えられないものかというのが、今思えば不遜な感じはしますが、本当に正直な気持ちで、怒りに任せて撮った映画です。

その取材の間に、この裁判員裁判というものも実現していくわけですが、僕はとにかく裁判員裁判の最大の意義は、この絶望的な刑事裁判の状況を変えるには、市民が参加するしかない。そういう形でしかも日本の裁判は変わらないだろうというふうに思っていたので、裁判員裁判が本当に吉と出るか、それとも悪い方に出るのかという心配はありましたけれども、この 3 年間の様子を見る限りにおいては、刑事裁判がよい方向に変わる可能性をとて強く感じています。

ですから、何で裁判員裁判なのかと、つくった側のいろいろな思惑はあるかもしれませんが、僕の中での裁判員裁判の位置付けは、日本の絶望的な刑事裁判の仕組み、システム、そのありようというものを考えるには、このやり方がよりベターであろうというところに落ち着いていて、裁判員裁判をとっても高く評価しつつ、これからこの制度が間違った方向に行かないように、もっともっと開かれた裁判になるように、考えていきたいなというふうに思っています。(拍手)

(田岡) ありがとうございます。また後ほど詳しくお話を伺えればと思います。では続きまして、朝日新聞記者の山本さん、自己紹介をよろしく願いいたします。

(山本) 朝日新聞の社会部の記者で、山本亮介と申します。今日はよろしく願いします。簡単に今日の資料でも紹介いただいておりますが、2001年に入社して、本格的に司法担当になったのは、2007年5月からです。当時私は福岡におりまして、この制度が始まったときには福岡で裁判員裁判のスタートを迎えました。九州各県で第1号事件をあちこち応援取材という形で関与して、皆さんがご存じの事件を挙げるとすると、鹿児島で死刑が求刑された被告人に無罪判決が出た事件ですとか、そういったものの取材に当たりました。

一昨年からは東京に参りまして、また司法記者クラブに所属して、刑事裁判を中心に取材に当たりました。その期間中は、元俳優の押尾学さんが被告になった裁判ですとか、各地で死刑を求刑された仙台の少年の事件ですとか、最近ですと、埼玉の木嶋被告の事件などの取材に当たりました。

これまで、裁判員経験者の方にたくさんお話を伺う機会を得られたのが、自分にとっては財産だと思っています。普段は皆さんと同じようにお話を聞く側にいるので、ちょっと緊張しておりますけれども、終わったときに、へえ、裁判員裁判って今、こうなっているんだなというふうに、1つでも多く持って帰ってもらえるように、頑張りたいと思います。よろしく願いします。(拍手)

(田岡) ありがとうございます。では、元裁判官で、現在は弁護士の青木さん、自己紹介をお願いいたします。

(青木) はい。青木でございます。どうぞよろしく願いいたします。形式的な経歴等は、このお配りされているものの中に書いてございますので、そちらの方に譲らせていただきます。10年間だけ裁判官をやっております、その後、大学教員に転じまして、現在は弁護士もやっていると。ざっくり言いますと、そういう経歴でございます。

その経歴との関係で、裁判員裁判を一応専門と標榜してやっているのですけれども、私の個人的な関心は、実はもっと素朴なところにあるまして、ちょっと私事で恐縮ですが、私は真っすぐ法律の世界に来た人間ではありません。学生時代には、まさか自分が法律家

になるとは思ってもみなかった、そういう今、考えれば気楽な青春時代を送っておいりました。

その中で、自分が進路をそろそろ定めなければなくなったときに、亡くなった母親に、司法試験を受けて、裁判官や弁護士になるとかそういう選択肢や方向は考えたことはないのかと聞かれたときに、即座に、自分の仕事の出来で、人が死刑になったりならなかったり、そんな仕事に就くほど自分は自信家ではないという趣旨のことを答えたことがあって、そのことは今でも鮮明な思い出になっています。

なぜなら、その後、紆余曲折を経て、私がこういう職業に就いたときに、母親からものすごく冷やかされたからです。お前、宗旨替えしたのかと。あのときの言葉はどうなったんだとずいぶん冷やかされましたので、そのことが 1 つ、自分の出発点みたいになっております。

あともう 1 つだけご紹介しておくと、大学で学生たちと、若い学生、感性と接する機会があるのですが、私が個人的に教えておりました学生が、あるとき、私の研究室に参りました。先生、相談があるとかかなり思い詰めた様子で、それまでにもいろいろな個人的なことを相談に来てくれていた学生なのですが、何かなと思って、「今日は何？」と聞いたら、裁判員制度って始まるんですよ。始まるよと。先生、一応、賛成の立場に立っているんだよね。そうだよと。こう言うんですね。どうしても人を裁くのは自分は嫌だと。裁判員からうまく外れる方法って何かないのか、教えてほしい。聞きにまいりました。

そのとき、私が答えたのは、一応大学教員として、研究者として、裁判員裁判に賛成して、これを何とかうまく推し進めていきたいという立場に立っているので、自分の口からそういうことを、裁判員にうまく選ばれないように、逃れる方法というのをコーチするわけにはいかない。しかし、世の中には裁判員に反対する人もいて、その反対の方が書いた本なんかを読むと、それらしきことも書いてあると。だからそちらの方を参照しなさいと言って、追い返しました。

そのとき私が思ったのは、私の研究室に来たその学生というのは、何十年か前の私の姿そのものであって、自分はそんなことに、大事なことなのかもしれないけれども、できればかわり合いになりたくない、一言で言うとそういう気持ちでおったということを数十年ぶりに思い出されました。

今、申し上げた 2 つのエピソードが、私のための原点であって、そういう思いを持ちながら、これを自分が専門家として飯を食っている分野に、これだけ大きな改革が現在進行形で起こっている。そういう場に立ち会える、そういう時代に生かされているわけですから、そういう初心を大切にしつつ、ずっと裁判員制度とは付き合っていこうというふうを考えております。どうぞ今日はよろしく願いいたします。(拍手)

(田岡) ありがとうございます。皆さん、お話が面白いのでどんどん伺いたくなるのですが、時間も限られておりますので、すみませんが、もうパネルディスカッションに入

らせていただきます。

まず最初の質問ですけれども、裁判員法の附則 9 条では、この 3 年間の施行の状況を踏まえて検討を行って、必要な見直しを行うというふうになっております。果たして、この 3 年間の裁判員裁判というものをうまく行っているというふうに評価するのか、あるいはやはり問題がある制度だというふうに評価するのか。中には、裁判員裁判は廃止しろというような意見の方もいらっしゃいますし、あるいは中には、そういう制度そのものをあまりよくご存じない方もいらっしゃるかもしれません。

そこで、実際に裁判員裁判で裁判員を務められた小田さん、松尾さんから、まず一言ずつ、裁判員裁判の意義、あるいはこの制度というものがどういうものなのかという評価を伺えればと思います。まず、では小田さん、お願いいたします。

(小田) この制度がどのようにして導入されたのかというのは、正直、私も人に説明できるほどよく分かっていません。ただ、始まって、自分が参加をして分かったことは、今まで閉ざされていた司法の中身が、どんな形であれ、市民の手に、市民がかかわれるところに今、あるということに意義があると考えています。

(田岡) 今までは、小田さんにとっては、司法というのはどういう世界、どういう裁判が行われているように見えていたんですかね。

(小田) まずかかわったこともないし、かかわることもないだろうと思っていました。

(田岡) 裁判員を経験された後、見方が変わったところというのはございますか。

(小田) 自分自身が裁判に絶対かかわらないとどこかで思っていたんですけれども、例えば私は車を運転します。車を運転していれば、意識をしないところで、もしかしたら大きい事故を起こしてしまうかもしれません。そうしたときには、法廷に立つということも今さら知りました。

(田岡) では、松尾さんにも同じ質問ですけれども、この裁判員制度というものの意義をどのようにお考えでしょうか。

(松尾) 端的に言ってしまうと、今まですっかりブラックボックスだった部分が、守秘義務があるとか、評価するところがないとか言っても、まあ、裁判員になれば当然見られるわけで、そういった意味で、ブラックボックスの開放だと私は思っています。そういう意味では、すごく画期的な制度だと思っています。

それを実感したのが、自分の裁判の判決文ですね。1 部でも申し上げた通り、誤字脱字も

チェックしたので、その誤字脱字をチェックしたものを今でも持っているんですけども、差し戻しの絡みでいろいろ新聞社さんとお話しすることがありまして、二審判決、次の差し戻しと言った判決文を見させていただいたんですが、まあ、全然理解できないんですね。本当に難しく、全然私は分からなくて、記者さんに、何これ、何これと聞いて、記者さんもう一んと言っている感じだったんですよ。要するに、みんな分からない。

一審の方は、自画自賛じゃないですけど、たぶん分かると思うんです。誰が読んでも、何が言いたいかわかると思うんですね。でも、その部分だけ言っても、非常に画期的な制度だと私は思っています。

(田岡) はい、ありがとうございます。周防さんは先ほど、この絶望的な刑事裁判を変えるきっかけになるかもしれない、ならないかもしれないとおっしゃいましたが、この3年間の状況をご覧になって、どのような評価をお持ちでしょうか。

(周防) 始まる前に思っていたのは、今、松尾さんがおっしゃったように、裁判で使われる言葉が変わるということは、実は考え方まで変えていくということにつながるので、そういったところでまず変化はあるだろうと思っていました。そして今、わりにしっかりと裁判員裁判の何がいいかというのを人に伝えるときに、必ず言うことがあるんですが、先ほど自己紹介で青木先生がおっしゃっていましたが、要するに、自分に人を裁くことなんかできやしないというか、そんなことできるわけがないと思っている人が、裁く側に回ることが非常に重要だと。

そう思っているからこそ、人を裁きたくて裁判官をやっている職業裁判官に混じることで、より裁判の原則、要するに疑わしきは被告人の利益にとということに忠実に裁判をするようになるのではないかと。裁判の場に、自分に人なんか裁けるのだろうか、いや、裁けるはずがない。そう思っている人が加わることによって、より慎重な判断をするようになる。人を裁くことがどれほど大変なことかわかっているからこそ、いろいろなことに気を付ける。

だから、裁判の原則というものにも忠実であろうとするし、後で出てくると思いますが、証拠の開示の問題にしても、隠されている証拠があるだろうという中で判断なんかできませんから、こういう証拠はないのかという追求が始まる。本当に自分が間違いを犯すかもしれないというぎりぎりなところでやらなければいけないわけですから、いろいろことに慎重に立ち向かっていかざるを得ない。僕はもう裁判員裁判の最大の意義は、自分に人なんか裁けるわけがないと思っている人が参加することだ。そういうふうに、今は思っています

(田岡) ありがとうございます。朝日新聞の山本記者にお尋ねしたいんですが、朝日新聞社でちょうど裁判員経験者に対するアンケート等も取っておられるかと思うんですが、

経験者の方がどのような感想をお持ちなのか、ご紹介いただけないでしょうか。

(山本) はい、分かりました。今日、お配りした緑色の表紙の冊子の13ページから、私たちが5月の中旬から紙面で展開した裁判員裁判の企画のコピーがあります。おそらく今日おみえの方の大半の方がもうすでにご覧になってくださっているとは思いますが、もう一度説明させていただきます。

裁判員裁判は、非常に順調に行われているという評価があります。この根拠になっているのが、最高裁が取っている経験者のアンケートの結果です。9割以上の方が、裁判員裁判、裁判員を経験してよかったというふうに答えています。

これだけ強いデータがあると、職業柄、本当なのかなと疑ってしまうというのが、自分の中にあります。そういった問題意識もあって、ずっと裁判員制度スタートから1年目、2年目、3年目というふうに、節目に合わせて経験者の方にアンケートを取っています。

今年、500人の方にご協力いただきました。その中の問いに、「その後の生活にプラスになりましたか」という設問を入れたところ、350人、7割の方がプラスになったというふうに答えてくださいました。最高裁のデータと、僕はおおむね一致するのではないかなというふうに考えています。

どうプラスになったのかというのを一人一人会いに行ったり、お電話でお話を伺ったりしてまとめたものが14ページ以下、上、中、下で展開した連載になっています。裁判員という経験が、その後の自分に何をもたらしたのか、社会とのかかわり方がどういうふうに変ったのかというのが、いろいろな事例で表現できたと考えています。

もう1つ、今回のアンケートで面白いなと思ったのが、13ページにまた戻りますが、量刑について、「裁判官と市民の考えに違いはありましたか」という、この3つ円グラフが付いている一番上の問いなんですけれども、2割ぐらいの方があったというふうに答えてくださいました。

これも最高裁の統計で、かつての裁判官だけの裁判のときに比べて、裁判員裁判になって、少しずつ量刑の傾向が変わってきたんじゃないかという評価が出てきております。そういったものを間接的に証明するデータとも評価できるのではと興味深く思いました。プロの常識と市民感覚というのがぶつかり合って、少しずつ少しずつ変わっていつている様子がこのアンケートからは見て取れたかなというふうに思っております。

アンケートをもとにした記事には少しずつですが個別の意見として、「もっとこうしたらいいんじゃないか」という声も紹介しました。そういった中からは、今後の議論につながる課題も出てきていると思います。それは後半の議論で紹介したいなと思っています。

(田岡) ありがとうございます。青木さんから、この裁判員裁判に対するこの3年後の時点での評価というのをお聞かせ願えますか。

(青木) 結論めいたことを一言で言うと、おおむね順調に立ち上がって、成功の方向に向いて運用されていると言っているんじゃないかと思っています。私の基本的立場は、周防監督が先ほどおっしゃった立場と非常に似通っていて、刑事裁判を改革するためには裁判員裁判という強力なことが必要だと、平たく言うと、そういう考え方が根底にあります。

またこれも私の個人的なエピソードを正しく周防監督に解説にいただいた通り、その刑事裁判の主体にあっては、人を裁くということについて恐れや不安の感覚や謙虚な感覚を持っている人がぜひ当たっていただきたいということにもなっていますので、制度自体はおおむねそういう趣旨に従って、うまく立ち上がって、いろいろ個別の問題はあるかもしれませんが、順調に定着しつつあるというふうに評価して差し支えないのではないかなというふうに思っています。総論だけで、いったん切らせていただきます。

(田岡) はい、ありがとうございます。牧野さんは、先ほどたくさんしゃべったので、今回はカットさせていただきます。今のパネリストの方の発言から、裁判員自身にとっても生活にプラスになったり、あるいは意識が変化した面がある。あるいは、刑事裁判そのものについて無罪推定の原則などに忠実な裁判が実現できているのではないかという話がありました。ただ他方で、見直すべき事項がないわけではないということだと思います。日弁連の先ほどの提言の中で、5つ見直すべき事項というのが挙がっておりました。ここで、それについてご意見を伺いたいと思います。

裁判員裁判の対象事件は、今、一定の重大事件に限られておりますが、これをさらに拡大すべきではないか。こういう議論がございます。特に争いのある否認事件で被告人が望んだ場合には、裁判員裁判にしてもいいんじゃないかと。小田さん、この点についてはどうお考えでしょうか。

(小田) 対象事件の拡大、見直しという議論がありますがけれども、私は本当に素人として、そもそも何で今の対象事件、今の対象事件がどのように決まったのかということが分からないので、1回まっさらにして、ゼロの状態から議論してほしいなと思います。

(田岡) 今は否認事件に限らず、自白事件も含めて、しかも罪の思い事件だけに限られているわけですが、これについては小田さんはどういう考えですか。それはそれでよいというお考えですか。

(小田) そうですね。それはそれでいいですし、他方、もっと軽いところからやるべきだという意見もあるんですけど、それはもうどっちもそれぞれ利点があって、という議論を私たち市民はもともと知らなかったはずなんです。なので、そこから市民が参加して議論するべきじゃないかなと思います。

(田岡) ここはやはり法律の専門家のお 2 人に聞くべきでしょうね。なぜ、この一定の重大事件、特に自白事件も含めて市民がかかわることになったのか。牧野さん、ご説明お願いできますか。

(牧野) この立法するとき、最初司法制度改革審議会で業務方針を示して、まず事件数を増やし過ぎると物理的に難しいということで、ある一定の事件数に絞る必要があるということと、その場合に、国民の関心が高くて、社会的に影響も強く、重大事件にした方がインパクトがあって、裁判制度の改革、裁判制度が改革につながるという意見があって、重大事件から始めようという方針が、司法制度改革審議会でまず決まったという経過があります。

ところが、これを受けて推進本部で具体化するときには、逆に軽い事件から始めた方がいいんじゃないかという意見の方が実は多かったんですね。私個人も、軽い事件から始めた方が市民に親しみやすいし、うまくいったら、重大事件に変えた方がいいんじゃないかという意見を個人的には持っているんですが、ただ振り返って考えてみると、逆に重大事件から始まったから、確かにインパクトが大きかったんですね。

だから、そういう意味では、裁判員制度に関心を向けて、インパクト強く改革に向けたという意味では、この方向性は正しかったのではないかと。それから、特に選択権というのはあまり議論しないで、ある一定のこの制度を変えるための事件を選んだので、被告人のための選択権ということよりは、制度全体を変えるために、ある一定の範囲のものは全部対象にして、制度全部を変えようと、そういう経過があったという、立法経過はそういうことだと理解しています。

(田岡) 青木さんにお尋ねしたいんですけども、アメリカの陪審員制などでは、そもそも否認事件だけを対象にしていて、被告人に選択権が認められているんですかね。それと比べると、日本のは、なぜか自白事件も含まれているし、被告人に選択権がないという制度設計になっているかと思います。これはどうしてそうなってしまったんでしょうかね。

(青木) 自白事件と否認事件が区別されてない最大の原因は、米国法などとは制度自体が違う。つまり、いい悪いは別にして、アメリカの刑事裁判ですと、被告人が罪をやったことを認めている事件ですと、簡単に言うと、証拠調べの複雑な手続きなしに、有罪ということはいわば決まってしまうと、それを前提に量刑の手続きに入っていくというふうになっています。

日本の場合には、有罪か無罪か、被告人がその事実をやったのかどうなのかということと、仮にやったとしたならば、懲役何年ぐらいが相当なのかという、論理的には前者が後者の前提になっているはずなんですけど、その 2 つがいわば渾然一体とありますが、ごっちゃになって 1 つの手続きで進んでいくというふうに、制度の組み立て自体が違うので、

日本では、アメリカでやるように争いの残る事件だけ、私はやっていないんだと被告人が言って、トライアルといいます、今、裁判員裁判でやっているみたいに、4日間とか7日間とか連日集中的に証拠調べをやるという手続きのものだけが陪審員にかかるという制度を取れなかった。これはそもそも根本的に制度が違うというのが一番大きかったと思います。

それと、選択権の問題ですが、これもアメリカの被告人に選択権があると言ってしまうと、やっぱりやや正確ではない。すみません、ついついやはり正確にしゃべらないとという心理も働かして。簡単に言うと、アメリカでは被告人が陪審員裁判を受ける権利というのは憲法上の権利だというふうに理解されていますので、その権利を放棄するのはその人の勝手であるということで、放棄したときにはどうなるかということ、それは裁判官により、日本のように職業裁判官による裁判が行われるという、そういう構えになっていまして、いわば原則は陪審員裁判であると。

被告人が放棄して、これは注意しなければいけません、検察官の同意を要求している法制度も多いんですが、検察官がそれに同意したときだけ裁判官が事実認定をするという。これもやはり制度自体が違うということが一番大きいのではないかと思います。

ちなみに、選択権について、大正時代にあった我が国の大正陪審員法が、選択権を認める中で、戦時下、極端な国家主義的な、権威主義的な戦前の社会が形成されていく中で、陪審員を選ぶという被告人がなぜか少しずつ減って行って、最終的には陪審員法が休止の状態に追い込まれたという歴史的経緯もあって、選択権を最初から認めてしまうと、裁判員裁判を選ぶ被告人が減っていくのではないかと。あるいは、思ったほど伸びなかったら、鳴り物入りで入れた制度がどうなるんだというような制度設計側の下心といいますか、そういうものもあったと私は受け取っています。それは、司法制度改革審議会の議論をつぶさに追っていると、確実にあったのだろうというふうに考えています。以上です。

(田岡) ありがとうございます。被告人が、必ずしも裁判員裁判を選択しなかったという歴史があるようですけれども、周防さんは、もし自分が裁かれるとしたら、裁判官裁判と裁判員裁判とどちらで裁かれますか。

(周防) 争っているのでしょうか(笑)。

(田岡) 争っているということにしましょう。

(周防) 刑事裁判の取材の結果、職業裁判官による裁判がほとんど信じられなくなりましたので、たぶん裁判員裁判を選択すると思います。ただ、職業裁判官でも、この人だったらオーケーみたいな人もいたんですね。弁護士さんが、どの部にかかるか、裁判官は誰なんだと気にするんです。誰か分かった時点で、あ、もう絶望的だとか、逆に期待するこ

ともある。それはその裁判官の評判やら、どういう判決をしてきたかを調べれば、ある程度どういう裁判官か分かりますので、ようするに裁判官の当たり外れがあるんだというのが驚きだったんですね。

だから、そういう当たり外れがあるようなシステムはやっばりまずいだらうと思っていたので、そういう意味では、裁判員はもう開けてみなけりゃ分からないということで、裁判員裁判を選ぶと思います。

(田岡) 私も青木さんだったら裁かれてもいいかなと思うんですけど (笑)。

(青木) すみません。一言だけ補足させてください。さっき私が戦前のあの極度に軍国主義化していく中でという留保を付けたのはそういう趣旨で、そういう時代背景であったので、その当時の、大正時代の被告人が、裁判官による裁判の方が有利そうだとか、国民代表に裁かれた方が有利そうだとか、そういうふうを選んでいったというわけでは決してありません。

ちなみに、私は経歴が経歴なものですから、こういう場に呼んでいただいて、意地悪な質問を受けることも時々あるんです。あなたが被告人だったら、今の日本の職業裁判官による裁判を選びますか、裁判員による裁判を選びますかという質問をよく受けることがあります。

ある刑事訴訟法の学者から、私に対する皮肉のつもりだったと思うんですけども、日本の職業裁判官による裁判を選ぶか、アメリカの刑事陪審とどちらを選びますかという質問を受けたことがあります。私は直ちに、即座に答えました。もし私が真実は有罪で無罪を争っているんだったら、アメリカの刑事裁判を選びますというふうに即座に答えました。

もちろんアメリカの刑事陪審は一般に無罪傾向が強いとされていますけれども、逆の目に出る場合もあります。例えば性的虐待とかドメスティックバイオレンスなんかと呼ばれる、被害者が生々しい被害供述を法廷でやるような類型については、統計上、優位にほかの事件よりも有罪率が高いという現実があります。

ですから、私はかりそめにもプロの端くれのつもりでいますので、事件とそれこそ先ほどの周防監督の話じゃないですけど、何部にかかっているのかとかいろいろな事情を勘案して選ぶというのが、私の答えになります。

(田岡) やや専門的な議論になっていますけれども、周防さんが監督をされた『それでもボクはやってない』という映画は痴漢事件ですから、裁判員対象事件じゃないわけですけども、もし日弁連の提言だと、これも裁判員裁判が受けられるようになるかもしれない。このことについては、どうお考えですか。

(周防) いいと思います。基本的には、裁判員裁判の現状を考えると、裁判員裁判で物

理的に可能であれば、多くの事件が裁判員裁判で裁かれることはいいと思いますけど。それは痴漢事件に限らず、そう思います。

(田岡) 裁判員経験者の松尾さんは、この点はいかがでしょう。

(松尾) 対象拡大という部分については、自分たちが出した提言にも載っていますし、先ほど私も言っていますので、賛成です。この日弁連の提言について、ちょっと私目線というか、市民目線というか、素人目線からすると、ちょっと、うーん、不思議だなという感覚も実はあります。

例えば、被告人、弁護人が希望する場合って。じゃあ、例えば、弁護士さんが作った提言であればこうなるのかもしれないんですけども、例えば検察の方が、自分が有利にかいいうのではなく、いや、この事件は絶対市民の目が入った方がいいだろうという判断をした場合とか、あとは被害者が、いやいやこれはどうしてもちょっと市民感覚を入れた方がいいだろうと思った場合とか、そういうのでどうなるんだろうなという単純な疑問ですね。

あとは、自白している事件であっても、いや、もしかしたら検察の人がぎゅーっと締め上げて吐かせたかもしれないじゃんというのもありまして、当然対象事件があまりにも増えてしまうと難しいというのもあるんでしょうけれども、この限定にちょっと疑問があります。

(田岡) なぜ、被告人、弁護人が希望した場合だけなのかと。場合によっては、都合がいい事件は裁判員を選んで、都合が悪い事件は裁判官を選んでというふうに、被告人、弁護人に有利になるように考えているんじゃないかと。牧野先生、この点はいかがでしょう。

(牧野) 今の質問の趣旨は、希望する人は、被告人、弁護人に限定しているけれども、検察官が選んだり、被害者が選んだりしてもいいのではないかという質問だと思うんですね。それについての答えは、刑事裁判の主人公というのはやっぱり被告人。被告人の運命を決めるための裁判ですから、希望を聞くとすれば、被告人の希望を聞くのが当然というのが、刑事裁判の当然の帰結だと考えています。それは、日弁連側がもし選択権を与えるんだとすれば被告人だけを考えている理由です。刑事裁判は、あくまでも被告人の運命を決める制度ですから、主人公は被告人だからです。

(田岡) 青木さん、この点はいかがでしょう。

(青木) 極力、短く易しく思っているんですけど、つつい言わせていただきます。

その点は、私は少し意見が違います。今のお話、日弁連の公式的な感覚というのが、裁判を受ける主体が被告人だからという、そこまでは分かります。分かりますが、裁判を取り行う国家の側と裁判を受ける被告人の側のこの 2 面構造を想定しているのは、これは実は糾問構造と呼ばれる構造でして、私はその感覚が滑り込んでいるような気がいたします。

私は先ほど申しましたけれども、アメリカの刑事陪審では、被告人が陪審員裁判を受ける権利を放棄しますと言っても、それだけで直ちに裁判官による裁判にはなりません。多くの法制度上、検察官の同意が必要だとされています。アメリカの刑事事件での事件表示を見ていますと、例えばピープル・バーサス・ミランダというふうに、ミランダという被告人と対峙しているのは、人民代表である、ピープルだというふうに表示されています。

つまり、検察官の公訴の提起の在り方、この被告人が犯人だと思って裁判に掛けているんだというのは、被告人も市民かもしれないけれども、それと対立する市民の利益を背負ってやっているんだという構図が明確に取られている。

これが本当の私は当事者主義構造、アドバーサリーシステムだと思いますけれども、検察官の訴追機関としての、公訴機関としての在り方にももちろんかかわってきて、今の日本の現状を前提にすると、牧野先生がおっしゃったようなことはとてもそれはよく分かるんですけども、若干、私はここは留保を付けておきたいと思っています。

(田岡) ありがとうございます。対象事件については、ほかにご意見のある方はございますか。山本さん、発言の機会がありませんでしたので、一言、いただけますでしょうか。

(山本) 同じような問題意識で、これもアンケートで設問を設けていました。ただ、1つの方向で答えが出たかという、そうではありませんでした。貴重な機会なので紹介させていただきます。「今後新たな事件が対象事件に加わるとすると、どのようなタイプの事件を望みますか」という質問を複数回答可で問うたところ、松尾さん、小田さんが提言をまとめられた裁判員経験者の方の提言にも入っておりますけれども、「国や自治体が相手の行政裁判」というのが、200人近くこれを加えるべきだというふうにおっしゃってくれました。

刑が重い刑事裁判だけじゃなくて、もっと軽い事件ですとか、私人間の民事裁判にも私たちが裁判員裁判で担当すべきだというのは 100人ほどが答えてくれました。一方で最も多かったのは、「特に対象を広げる必要はない」という答えだったというのも現実でありました。以上です。

(田岡) はい、ありがとうございます。では、対象事件の追加的拡大の議論は以上にして、次に証拠開示の点について、ご意見を伺いたいと思います。現在は、この裁判員裁判と同時に始まった公判前整理手続きの中で、一定の種類の証拠、あるいは一定の主張に関連する証拠は開示されていますけれども、これを証拠のリストの開示、ここまで拡大しようという話がございます。この点については、松尾さんはどうお考えでしょうか。

(松尾) はい。これは非常に開示してほしいなという思いがあります。私たちは、やはり事件の情報というのは、出された証拠で判断するしかないですし、裁判官の方からも、証拠に基づいて判断をお願いしますと。それこそ感情とか、あいつむかつくとか、あの人がそうだったかもしれないではなくて、証拠に基づいて判断するんですけども、その証拠自体が、何らかの形で、何らかではないですね、整理された状況になっているということは、その整理した側の思惑であったりとか、意図的な行動であったりとか、そういうものが当然入ってきてしまうんじゃないかなと思うので、出てきたものは、形をどうするかは確かにすごく膨大になってくると思うし、論点を絞るのが難しくなってくるんですけども、何らかの形で、こんなことがありましたという情報はいただきたいと思います。

(田岡) 松尾さんは、実際の裁判を経験されて、例えばこんな証拠も見てみたいとか、この証拠を検察官が出しているけど、本当は何か細工があるんじゃないかとか、そういうふうに感じられたことってございますか。

(松尾) 私が担当した裁判は、もうぼろぼろ言っているのでいいんですけども、差し戻しの仙台の遺体なき殺人なんですね。あれは、これは法廷出ていることなのでいいと思うんですが、本当にいろいろな人が悪いんですよ。ことごとく悪い人がいっぱいいて、悪い人が徒党を組んでやっている事件なんですね。

なので、ほかの人の裁判で、当然ほかの証拠が出てきたりであるとか、そういういろいろなことが絡み合っているというのは、裁判官も認めていました。ただ、やはり私たちの裁判は、その一定の1人の裁判であり、1つの事件の裁判でありなので、そこで証拠が絞られていたと思うんですね。なので、その関連性の部分も知れたら、たぶんちょっと違ったかもしれないというのはあります。

(田岡) 同じく経験者の小田さんは、こんな証拠も見てみたいとか、あるいは弁護側からなぜこんな証拠を出してくれないんだろうとか、そういうふうに感じられたことってございますか。

(小田) 私が参加をした裁判の中で、なぜこの証拠が出てきたのかというものがまったく分からないものがありました。それについては、ちょうど休憩を挟んだので、裁判長の方にも尋ねました。休憩明けにおそらくその辺の説明があるだろうということで、結果的に説明はあったんですね。ただ、それはあまり事件に大きな影響を与えるものじゃなかったんですよ。

要は、そこに時間を割くんだったら、もっとこの証拠を出してほしいというのが、何回か感じることもあったので、そういう思ったことを何か言えない状況なので、そのとこ

ろの改善というか、やはりリストの開示ということについては、裁判員からも意見としてはたぶん結構あると思います。

(田岡) 周防監督は、この点、いかがでしょうか。

(周防) これはもう刑事裁判の取材でいろいろ驚いたことの中の本当に最たるもので、裁判員裁判をまず置いておいても、今まで証拠というものは、警察、検察が必要とするものだけが開示されているというのは知らなかったんです。証拠というのは、弁護側も全部見られる。その上で防御もする。そういうものだろうと。

松川事件でメモを隠していたなんていう、そんな時代から何年たっているんだろうと聞いていたので、僕は勝手にそういうことはなく、証拠開示というのはもっと進んでいるものだと思っていたので、証拠を見ることができないというか、どういう証拠があるかすら分からないというのは、驚きでした。

だから、もう裁判員裁判以前の問題で、たぶん専門家にしてみれば、こういう理由で全面的証拠開示はありえないんだというのはあるんでしょうけど、そういうことを聞くにつけても、何か僕が納得して、なるほどね、じゃあ、全部見せるわけにはいかないよねなんていうふうには思ったことはないので、ちょっといまだにこれが議論になることすら不思議です、正直。

(田岡) 私ども法律家の発想は、検察官が持っている証拠は開示してもらえないのが原則だと思っていますけど、むしろ周防監督は、開示するのが原則で、なぜ今まで開示していなかったんだろうと、そういうことなんですか。裁判員経験者のお2人は、証拠開示がなされているだろうというふうに思っておられたのか、それともなされていないということが前提としてあったのか、それはどうお感じになったんですか。

(松尾) 裁判員制度以前のことでですか。

(田岡) いや、自分がかかわった裁判で、当然検察官が持っている証拠は弁護側も見ているんだという前提で考えておられたんですか。

(松尾) それはなかったです。本当に私も裁判員に選ばれるまでは、変わった人がやる制度だと思っていたので、当たりくじを引きやすい人がやる制度だと思っていたので、全然知らなかったんですけども、この公判前手続きがあっただうのこうのいろいろな調べたら、どうも全部いろいろな調べたことが証拠として取り上げられるわけではないというのは分かっていました。

(田岡) それはいろいろ調べて、そういう知識を得たんですね。

(松尾) 調べてですね。

(田岡) 小田さんは、どうだったんでしょうか。

(小田) そうですね。私も先ほどの周防監督のお話を聞いて、本当に同じことを感じたので、それこそ公判前整理手続きという形で、それも私は裁判員を自分が務めた後に、そのことをよくよく調べていると、結局、何か敷かれたレールの上を走らされているような気が若干するんですね。それを後で気が付いてしまったので、勉強不足だったなと痛感しました。

(田岡) なぜこの証拠開示がいまだに、松川メモの時代から時間がずいぶん時間がたっているのに実現してないのか、青木さん、このあたりの事情をご説明いただけますか。

(青木) というふうに振られると、私が証拠開示に反対しているかのようですが、私は事前包括全面開示論者でございます。これは信念としてずっと変わり続けておりません。その趣旨は、周防監督とか何人かの方がおっしゃった通りで、これは大学で教えたりして、一番認識のギャップの差を感じるどころの1つです。

捜査で得られた証拠というのが全部裁判に出るものじゃないんですかとすごく驚かれることが多いです。私が今、現に弁護を担当している被告人も驚いていました。膨大な類型証拠開示の証拠を差し入れて、必死に拘置所の中で読み込んでいるんですが、これは結局裁判官の目には触れないからと説明しても、ぴんとこないんですね。

やっぱり素朴に、国民サイドでは、裁判というのは徹底的に捜査の成果に照らして、真実を明らかにする場であるべきだから、当然資料は全部出てくるんだらうと思っっているという認識のギャップが一番強く感じるどころであります。ごめんなさい。司会者のリマインドは、なぜそれが実現しないのかということでした。

年来強いのは、捜査資料の中には非常に個人のプライバシーにわたる部分というのが入っている。これが1つ。確かに、そうなんです。ちょっと本人も知らないような、例えば分かりやすく言うと出生の秘密とか、そういう非常に微妙な話が入っていることがあって、それを開示するというのはどうなのかという問題。

それと、プライバシーと捜査機関側は言いますが、一番の本音は、他事件とかその事件の全体構造をどこまで共犯関係があるのかとか、そういう事件の全体構造にかかわる情報が入っていて、それが特定の被疑者を通じて開示されてしまうと、簡単に言うと、手の内が全部分かってしまうと。すると、検挙、立件できるものもできなくなってしまう。それがやっぱり一番大きいんだらうなというふうに考えています。取りあえず、それにお

答えしたというところだけでよろしいですか。

(田岡) 今のような説明があったんですけれども、裁判員経験者のお2人はいかがですか。私人のプライバシーにかかわる情報がある。例えば犯罪被害者の方の情報だとか、出生の秘密だとか、そういうのが公開の法廷で明らかになってしまうような問題があるんじゃないか。納得されました？ 松尾さん。

(松尾) 半分納得で、半分微妙なんですけど、公開の法廷で出さない方法もあるんじゃないかな。結局評議室が今、内緒ですよ。

(青木) 松尾さん、今度一緒に論文書きましょう。

(松尾) 分かりました、はい。

(青木) 私、それを調べて書きたい。例えば民事訴訟手続きだったら、インカメラという方式があるんです。刑事手続きは、まったくそれがなぜか議論されない。おっしゃる通りだと思います。工夫の余地はいくらでもあるはずなんです。それがなかなかうまく議論されてきていないというところがありまして、おっしゃる通りであります。

すみません、1つだけ付け加えさせてください。もうすでに松尾さんと小田さんのお話の中に出ていますけれども、裁判員経験者のお話で非常に根強くあるのは、証拠の総量がコントロールされていて、はい、これでどうぞというふうに、決められたルールの上をしゃんしゃんしゃんと走って行って、すべては、そこまでは言わないかもしれないけど、出来レース的に刈りそろえられているのではないかと。

もっといろいろな証拠を見て、もっと納得して、事実認定をしたり、量刑をしたかったという、そういう欲求はすごく強いので、その証拠開示の問題と、その開示された証拠をどう公判の担当者に引き継いでいくのかという、広い意味での公判と捜査の構造論みたいなのは、これからまた原理的に議論していかなければならないだろうというふうに思っています。

(田岡) はい、牧野さん。

(牧野) 日弁連の提言の紹介のところ、証拠開示はかなりよくなったと言っているが、でも、それでも不十分というような一言を書き加えておいたんですが、そのことを一言述べます。委員会の中で議論して、あの案で一応落ち着いたんですが、細かいことは省略しますけれども、一番革新的な議論は、証拠の保持と行使を分けるべきだと。

今、弊害の問題が出ましたけど、弊害は検察官だって犯す危険があるわけですから、所

持に関しては、弁護人が必要だと思うものは全部所持される。目的使用で弊害を与えたら、検察官だって目的外使用で弊害を与えたら、国家公務員法違反になるし、刑訴法には目的外使用を弁護人がやった場合の罰則規定もあるんですね。

だから、弊害を理由に持たせないということ自体は段階を間違えているので、持たせる限度では平等にすべきで、目的外使用の行使の弊害を防ぐ立法を両方とも整備。特に、今は検察官も目的外使用して、プライバシー侵害したら、検察官だって起訴されるでしょう。弁護人側だって、不正目的外使用すれば、刑訴法に処罰規定がありますから。所持と行使を分けて、僕は考えた方がいいという議論が最先端の議論、日弁連の中でもしました。でも、提言には反映されていません。だから、不十分だというコメントを加えたのはそういう意味です。

(田岡) はい、ありがとうございます。証拠開示の点は、おおむね以上でよろしいでしょうかね。続きまして、3つ目の論点として上がっておりましたのが、評決の要件についてです。特に死刑について、全員一致とすべきではないかというものです。現在は、評決は単純多数決となっていますから、裁判員6名、裁判官3名の合計9名の多数決となりますと、5名の賛成があれば足りるわけです。

ですから、有罪、無罪の場合でも、5名が有罪、4名が無罪と言った場合は有罪になり、5名が死刑と言ひ、4名が無期懲役と言った場合は死刑になると、こういう制度設計になっているかと思うんですが、この点については、どうお考えでしょうかね。まず、小田さん、いかがでしょうか。

(小田) 5月の21日で、裁判員制度が導入されて3年ということで、この死刑の取り扱いについても、さまざまところで議論されていると思います。今日の提言の中にもあった全員一致とするというのも含めて、最近、何か私は非常にあれ？ と思っていることがありまして、何か最近の議論は、死刑を裁判員制度でどう扱うかということに終始していて、そもそも死刑制度を国としてどう扱うかという議論が、結局、いまだに何も始まっていないというふうに私は感じています。

(田岡) 松尾さんは、この点はいかがですか。

(松尾) 私も小田さんとちょっとかぶるんですけども、死刑について議論、反対の方もいるし、残すべきだという方もいるし、そこの部分のまず詰めというか議論が進まないかどうかどうにも言えない問題なのかなと思う反面というか、反面じゃないな、続きで、あとは自分の思いとして、死刑というのはやっぱり特別だと思うんですね。

無期と有期って、極端な話、両方とも生きているので、長さの問題、罪に応じてというところがあって、処遇の問題とかいろいろ言われていますけど、まあ、いいかと正直思っ

ているんですね。ただ、死刑というのはもうそこで命が終わってしまうわけで、それはちょっと全然刑罰としても別物だと私はとらえています。

単純に何人殺したから、じゃあ、お前も死ねというのはちょっとどうかなという思いもありまして、そんな感じの死刑というのを果たして素人が死刑と言っちゃっていいのかなと。いくら法に守られていても、市民が市民に死ねと言うものなのかなという疑問がありまして、私はちょっと素人がこれにかかわるべきではない。イコール、裁判員が扱うべきではないという立場に立っています。

でも、自分としても、私は2010年に裁判員をやりまして、そのときも裁判員の呼び出しに応じると、だいたいこんな事件ですっていただけるんですけども、そこで例えば10人殺しましたとかいう事件だったら、おなかが痛いと言おうと思っていました。要するに、逃げようと思っていたんですね。そうじゃないのでやりまして、ちょっとこの問題が解決するまでは、裁判員を1回やると5年間免除なので、有意義に免除を使いつつ様子を見たいと思っています。

(田岡) 松尾さんは、裁判官が死刑を言い渡すのは、別に構わないという立場なんですか。

(松尾) そこを言っちゃっていいですか。議論が膨らまないですか。

(田岡) 今の発言では、裁判員が、市民が市民に死ねというのに疑問があるというふうに聞こえたものですから。

(松尾) 私、根本的に死刑廃止論者ですね。

(田岡) そうすると、今のお話の前提は、そもそも国が市民に対して死刑と、人の命を奪うということが言えないということなんですか。

(松尾) そうですね。個人的には、何をやったからって死ねというのはちょっとどうかなという思いがあり、死刑は私は廃止の立場です。ただ、そんなことを1人で騒いでいてもすぐに死刑がなくなると思えない現状の中で、せめて市民が死ねと言うのはどうだろうという思いがありますね。

(田岡) 周防さんは、この点はいかがですか。

(周防) 死刑だけではなく、どんな事件の有罪、無罪も全員一致が基本だろうとずっと思っていたんですね。それは確かに死刑は執行されたらそれで命が途絶えてしまうので、

取り返しがつかない。じゃあ、この人は20年って決めるのは、取り返しがつくのかというと、それもまた重いことで、人が人を裁くことの重さというのを考えると、疑わしきは被告人の利益にと言うんだったら、評議を尽くした上で、それでも無罪と言う人がいるんだったら、それは無罪とすべきなのではないかというのはありました。

でも、それをやったら、裁判そのものが立ち行かなくなるのではないかという危惧もあり、あまり深く考えてこなかったんですが、もともとどんな事件も全員一致が理想だと思っていたので、死刑も当然全員一致だろうと思っていました。ところが、ある人が言っていたのですが、その裁判体で死刑という判断が出たときには、みんながこの人死ねということに賛成したんだということが分かってしまう。それぞれが、世間から、あの人は死刑を出した人ねという目で見られることになる。さっきの日弁連の提言で言うと、精神的な負担を考えた場合に、全員一致だと、逆に精神的な負担を増す人もいるだろう。

日弁連の立場としては逆の意味で、要するに多数決で死刑になった場合に、私は反対していたのに死刑になってしまった。そして、私は反対したということ胸にしまっておかなければならない、そういう精神的な負担を考えるんですけど、逆に言うと、全員一致にすると、この人たちは全員死刑を肯定したんだというふうに分かってしまうとなると、それもまたつらいのではないかと思うんですね。結局、何か精神的負担というところで、死刑問題を語ってはいけないような気がするんですね。

僕が、漠然と裁判員裁判が始まる前に思っていたのは、量刑判断に市民が加わることで、死刑問題については、具体的な議論ができるようになるんじゃないのかと思っていたんですが、どうもその具体的な議論を展開しようという姿勢が、国側にとりかかるとか、体制側にならなくて、今、松尾さんがおっしゃったように、結局死刑について真剣な議論が始まるような雰囲気すら見えてないというのが残念ですね。だから、この全員一致か多数決かという議論が、どこかで死刑という制度をどうするんだという議論に広がらないものかというふうに考えています。

(田岡) 今、周防さんから、全部全員一致だったのかと思っていたと、それが多数決だと知ったというお話がありましたけれども、今の制度では、有罪、無罪の認定でも、例えば単純多数決で有罪、無罪を決めることになっているわけですね。死刑求刑がなされている事件の否認事件というの、埼玉の木嶋佳苗さんの事件みたいにあるわけで、ああいう事件ですと、事実認定に関しては単純な多数決、量刑に関しては全員一致と、こういう話になるんですが、事実認定もそうすると全員一致にすべきじゃないかと、こういう話になるわけですか。

(周防) 深く考えたことはないですが、そうすべきかもしれません。僕は、量刑判断については、将来的には市民は参加すべきではないと思っています。じゃあ、量刑判断は職

業裁判官に任せればいいのかという、それも違う。量刑判断はまったく別の機関をつくるべきだという考えがあるので、そこに発展していくように意見を言っていこうかなとずっと思っているんですね。

(田岡) 話がどんどん大きくなってしまいますね。小田さん、松尾さんに伺いたいんですけど、多数決というふうにした方が心理的な負担が軽いのか、それとも全員一致とした方が負担が軽いのか、これはどうお考えですか。

(松尾) 私は、周防監督の全員一致にしたら逃げ道が派なんですね。確か、前、私が参加させていただいたシンポジウムの後か何か、酔っぱらって私はそれを叫んで、プロの方からだめ出しを言われたことがあるんですけど、全員一致というのはやっぱり逃げ道がない。

黙っていたとしても、やっぱり世間からそう見られるって、非常につらいと思うんですよ。たぶん死刑に全員一致とか何かにしていて、ここでこうやってしゃべる人というのは相当強いなど。例えば出した形で、そこをしらっとしていただけるから、いろいろできるんだろうなといういろいろな思いがあって。なので、もう多数決のやり方とか、そういったのはちょっとよく分かんないですけども、全員一致というのには私は反対ですね。

(田岡) その追い詰められるというのは、評議で例えば 1 人だけ反対と言っていると、何でお前だけ反対なんだということが追い詰められるという意味ですか。

(松尾) じゃなくて、全員一致にしてしまっただけで、裁判員をやったということを誰にも言わないという人って、あんまりいないと思うんですよ。家族は当然知っているし、それこそ一部の会社に言うのがどうのこうのという話がありましたけれども、やっぱり会社の上司には言わなきゃ休めないし、やっぱり身近な人、数名は知ってしまうんですね。それで、例えばその裁判の結果、死刑でした。そのとき満場一致ですという法律ができていれば、ああ、この人、死刑って言ったんだという意味での周り扱いというか、視線というか。

(田岡) そうすると、今の制度だと、この人はもしかしたら死刑と言ったかもしれないし、反対したかもしれないけど、多数決で決まったから分からないと…。

(松尾) そこを隠せるんですよ。

(田岡) 分からないと、そういうことですね。

(松尾) はい。自分の中ではいろいろな思いがあっても、周りからは防御できるという

ますか。お前言ったんだろうとか言われても、もわんとして、いや、そこは守秘義務なので、でごまかせますよね。

(田岡) 小田さんは、その点、どうお考えですか。

(小田) 私がこの問題で感じているのは、全員一致にした場合に、もしかしてその全員一致を主張されている方々というのは、イコール死刑が廃止になるというお考えで、そういうふうに主張されているのかなと思っているんですね。というのは、今までの裁判の数多くある歴史の詳細は私は分かりませんが、誰がどう見ても死刑でオーケーという裁判がいったいいくつあったんだろう。

それに比べて、死刑判決はたくさん出ているわけですよね。これから裁判員裁判の中で、全員一致にした場合は、少なくとも私だったら、ちょっとやっぱり裁判を拒否するか、そこで同意しないかの選択を取る気がするんですね。そうすると、必然的に全員一致にならなくなって、死刑に、裁判員裁判の判決としては、死刑の判決が減るような気がするんですけども、どうでしょうか。

(田岡) これは、日弁連の提言をつくった牧野先生にお尋ねしましょうか。本音は、死刑を廃止にしたいんじゃないかと。

(牧野) 本音は、そっちにもつながるんですけど、2つ指摘させてください。まず、素人の裁判員に死刑を判断させていいのかどうかという点についてですが、日弁連で基本的に考えているのは、国民主権で、人の生命とか財産についての刑事判断を国任せにしないで、主権者である国民こそが判断すべきだということになると、究極の刑罰である生命を奪う判断こそ、つらいかもしれないけれども、まだ現存している以上は、国民がやるべきで、全然知らない政府、司法、職業裁判官や国に任せるべきではないというのが基本的立場です。非常につらいんですけども、それは心理的ケアの問題とか、あるいは死刑制度は人ごとじゃなくて、自分たちの問題と受け止めることによって、死刑存廃論の議論にもつながると。それが1点。

それから2点目が、全員一致だとばれちゃうんじゃないかというご意見についての反論というか、日弁連内部で全員一致の方がいいと考えたときには、これはばれちゃうんじゃないかという議論はあんまり出なかったんですけど、それはある意味じゃ、僕の個人的な感想になっちゃうのかもしれないんですけど、逆に、今のままの単純多数決でいいということになった場合に、逃げ道はあるんだけど、逆に死刑を言い渡した人間かもしれないという疑いは晴らせないんですね。

つまり、死刑判決を言い渡すと、自分は2人の反対意見だったのに、守秘義務で反対と言えないんです。そうすると、死刑判決を言い渡したかもしれない裁判体の一員として一

生見られてしまう。反論できない。ところが、全員一致にしてしまえば、反対なら、反対票を投じれば済むんですよ。

反対票を投じないで、自分も死刑でいいという最後の1票、最後から1個前でもいいんですけど、投じた以上は、その責任は取ってもらって仕方がない。嫌なら反対票を投じて、阻止できるんですから。というのが、私の感想も含めた意見で、心理的負担の面だけから議論するのはちょっと間違っているような気もするし、心理的負担はむしろ反対の意見があったとも言えずに、死刑をお前も言い渡したんだと言われるのに反論できない方がつらいということ。

もう1点、今、周防監督が有罪、無罪についても全員一致にすべきだと。実は日弁連の提言で、死刑は全員一致。それ以外の被告人に不利な判決の場合は、3分の2、裁判官の過半数、裁判員の過半数の評決要件も提言しています。ですから、有罪、無罪についても、単純多数決ではなくて、疑わしきは被告人の利益にということで、3分の2に改正案を提言しています。以上です。

(田岡) はい、ありがとうございます。山本記者は、実際に死刑判決に関与された裁判員の方のインタビュー等もされているかと思うんですが、どのような感想をお持ちなんですか。

(山本) 今日、この日を迎えるに当たって、もう一度確認しました。僕はこれまで4人、死刑求刑の事件にかかわった裁判員の方にインタビューしたことがあります。今日、ここに来る前に、この問題をあらためて全員の方に聞いてみたんですけども、3名の方が、さっき周防さんがおっしゃったように、松尾さんがおっしゃったように、やはり近い方に、彼、彼女は死刑に1票を投じたんだなというふうに見られたくない。見られるのは、やはり精神的にしんどい、きついという理由で、3名の方がそういうふうに答えてくださいました。

1人は、やっぱりこれは分からないと。なぜそういうふうに答えるかという、やっぱり答えが自分自身で出ないというふうにおっしゃってくださいました。もう死刑判決自体、10件以上出ております。補充の裁判員の方を含めれば、100名近くがこの世の中に、死刑にかかわった裁判員経験者の方がおります。4名というのは、とても小さい数字かと思えますけれども、その中でも、4名の方はそういうふうなお話をしてくださったのをこの場でお伝えできればと思っております。

(田岡) はい、ありがとうございます。青木さん、ずっと何か悩んで考え込んでおられますけれども、青木さんのお考えはいかがですか。

(青木) いや、考えはないんです。ずるいと怒られるかもしれませんが、この問題に関

してはペンディングにさせていただきたいと思っています。制度的にはそもそも死刑という刑罰の存置か廃止かという問題、それから裁判員の対象事件の問題、それから裁判員が事実認定手続きのみならず、量刑手続きにも入るのかという問題。入った場合には、評決要件の問題と、すらすらと技術的にいろいろ論点を整理することはいくらでもできるんですが、冒頭の自己紹介で申し上げた通り、私自身がこれに関してはいまだに揺れ動いていて、確たる答えを見いだせない状況なんです。

今、山本さんのお話を聞いていて、つくづく思いました。何か痛いところに、古い傷に塩をなすり込まれたような、裁判員の方は相当ハードなんじゃないですかね。そのインタビューに応じた方は。私は、冒頭に申し上げたような経緯で裁判官になったときに、自分が仕事で選んだことなんだから、そういう場面は当然あるということを前提にその職業を選択しているわけですから、逃げてはいけないし、逃げられないということは自分に言い聞かすことができました。しかし、ある日、裁判員の呼び出しを受けた人にそれを強いていいんでしょうかねという疑問は私にはどうしても付きまといまいます。

司法制度改革審議会の議論を今さらながらに思い出しておったのですけれども、対象事件のところでもありましたが、死刑や無期懲役のある事件の方が、国民的関心は大きいからとその一言でほとんど通り過ぎる、スルーされています。私はそれを読んだときに、本当かいなと思いましたが、本当にそうなんでしょうか。それこそ、周防監督が映画にされたような、満員電車の中で自分が手をつかまれて痴漢と叫ばれた瞬間に、人生が暗転し始めるということの方が、国民の関心が高いという言い方はできないんでしょうか。

強盗殺人に故意があったかどうかとかそんな議論をしているのは、法律家だけですよ。一般の方は、普段そんなことを考えたこともない。本当にそんな人たちを巻き込んでいいんだろうかという問いは、私にとってまだ解決していませんので、ちょっと引き続き考えさせていただきたいと思います。

今まで出た議論の方向性の中では、裁判官が量刑すればいいというものでもなく、裁判員を入れればいいというものでもなく、量刑手続きを主体も含めて、刑を科する、あるいは刑を量定するというのを一度ゼロベースで考えてみてはどうかという、周防監督のご発言の中にそういうサジェスションがあったと思いますが、個人的にはそちらにむしろ魅力を感じています。これぐらいにさせてください。

(田岡) はい、ありがとうございます。この議論はもう收拾がつかないので、このあたりで、すみませんが、打ち切らせていただきます。

(周防) でも、じゃあ、一言。

(田岡) はい、周防さん、お願いします。

(周防) 量刑に関して、僕は裁判員は参加すべきじゃないと思ったんですが、今の状況を見てみると、参加してよかった。それは、今までの職業裁判官の量刑判断がやっぱり揺さぶられている。じゃあ、その市民の感覚をよしとするのかというと、僕は違う。市民の根拠というのあいまいなもので、実は今までの量刑判断そのものをもう一度、何を根拠としてきたのか検討して、量刑判断そのものの基準を考え直さなければいけないと思っています。

そういう意味で、僕は職業裁判官はもちろん加わっていいし、市民も加わっていいと思いますが、まったく量刑判断は別の機関でやるべきだと、そういうふうに考えていますので、そういうやり方はあるかもしれないというふうに皆さんに思っただけだとありがたいです。裁判員裁判の結果、これだけ量刑が揺らいでいるわけですから、今までのやり方をもう一度考え直す、いいきっかけになるんじゃないかなと思っています。

(田岡) はい、ありがとうございます。では4つ目の提言にございました、心理的負担の軽減というものについてご意見を伺いたいと思います。実際に裁判員裁判で裁判員をお務めになった松尾さん、小田さんに伺いたいんですけれども、心理的な負担を感じられていますかという質問です。まず小田さん、いかがでしょうか。

(小田) 私はこの質問をいただくたびに、心理的な負担はほとんどありませんというふうにお答えしていました。ただ、1部でもお話ししましたように、私の参加した裁判の被告人のその後を3~4カ月前に知ったことによって、ちょっとその考え方は変わりました。被告人がなぜ上告を棄却になっても、再審請求までしたのかということの理由を知りたいというところなんですけど、私たちの出した判決に何が不満だったのかということはすごく考えるようになりました。

(田岡) 松尾さんはいかがでしょうか。

(松尾) 心理的負担に関しては、たぶん今現在で言えば、ほぼないんですけれども、ある意味、予備軍だなと思っていて、差し戻し審が仙台で始まったときの小耳に入るとあろう情報が私は非常に怖いので、そこのその裁判の結果であるとか、メディアさんを通して入ってくる情報とかによって、私はたぶん来年あたり寝込むと思います。

(田岡) そうすると、お2人とも共通なのは、判決を言い渡した直後はそれほど負担を感じていなかったんだけど、その後の経過を見て、また負担を感じるようになったと。そういう意味では、言い渡した判決に対して、一生何らかの責任を負っていくというか、それが負担になっているというところなんじゃないかな。

(松尾) そうですね。自分として、非常に自画自賛でいい裁判だと私は思っていて、終わった後にはちょっと新聞とかも読ませていただいたら、検察優位となっていたものが、裁判員のどうかこうとかちょっと褒められていて、非常に頑張った感があったんですね。本当に頑張ったと思っていたんですけども、それが正直、がらがらと全部今、崩れた状態なんです。がらがらと崩れるのはいいとしても、崩れた後に、どうまたつくっていくのか。そこで杞憂なのかもしれないけれども、あいつらはばかだったにならないのか。そういった不安はずっと残っているんですね。

(田岡) この点もアンケートを実施された山本記者に伺いたいんですけども、裁判員の方の感じていらっしゃる心理的負担というものがどういったものなのかというあたりをちょっとご紹介いただけないでしょうか。

(山本) 今年の3年目のアンケートでは残念ながら設問を設けていなかったんですが、1年目、2年目で、判決後、精神的な、心理的な負担を感じることがありましたかというふうに設問を設けました。去年、200人の経験者を対象にした2年目のアンケートのときに出た答えの中で、私が一番深刻だなと思ったのは、ご自身で病院を探して先生にかかりましたという方がいらっしゃいました。

手紙でしかやりとりできない方だったので、何度か手紙をやりとりしたんですが、何でそういうことになってしまったかという点で、あのときに自分が関与した判決、結論で本当によかったのかという点で、思い悩んでいらっしゃいました。幸い、その手紙のやりとりの終盤に、もうその通院の段階も脱して回復されたようでして、ほっとしているんですけども、その方、あるいはそうやって負担を感じているという方の多くが、やはり社会で1人ぼつんと取り残されているというのが、1つ共通点と言えるかなというのを感じます。

先だって、木嶋被告の事件の裁判員経験者にインタビューしたときに、彼らは100日間時間を共にした人たちで、うまく連絡先を交換し合っていたようで、一堂に会して、100日間をみんなで振り返る機会を持たそうです。今後もそういう機会を持とうねという形で別れたというふうに聞いています。もしそういう場がなかったとしたら、どんなふうに今、思いますかというふうにその方に伺うと、ぞっとしますと。普通の生活が送れたかどうか、ちょっと自信がありませんというふうにおっしゃってくださいました。

民主党の小沢元代表の一件で注目を浴びた、あの検察審査会でも、私は検察審査員の方にお話を伺える機会がありました。裁判員とちょっと違って、少し長い期間、何件も事件を一緒にやるので、ちょっと裁判員とは性質が違うんですけども、僕が知り合いになった方も、やはり定期的に事後に集まって、自分たちの判断ってどうだったのかなというのを反すうするような機会があって、直近に検察審査会のニュースがあれば、あれはどう思うなんていうのを経験者同士で話せる場があって、それが非常に助かっている、気持ちとして助かっているなというふうにおっしゃっていたのが印象的でした。1人で抱えるのでは

なくて、複数で同じような経験を持った方たちで共有し合える場というのが本当に大事なんだなというのを、取材を通して感じております。

(田岡) ありがとうございます。小田さん、松尾さんも、裁判員の経験者のネットワークに入っておられますね。そういう中で、負担が軽減されたりとか、よかったなといろいろな思えることというのはございますか。

(小田) はい。やはり同じ裁判ではなくても、やはり同じ経験をした者同士が話をすることは、ある一定の心理的な負担の軽減につながっていることは間違いのないと思いますし、ほかの方、そんなに何人もいるわけじゃないですけども、やっぱりそのように感じられる場面も、私にはそう感じることもありました。

(田岡) 松尾さんは、いかがですか。

(松尾) 同じです。

(田岡) 同じ。お2人は、その当該事件、かかわられた事件のほかの裁判員とは連絡は取っておられないんですか。

(小田) はい。私のときは、まったく。連絡を取りたい気持ちは、正直言うと、あったんですね。あったというか、裁判で4日間いる間に、どこかで実際、先ほどもお話ししたように、私のときは名前呼び合っていたので、かなり休憩中には、一緒に食堂にご飯を食べに行ったりしている間柄だったので、連絡先を聞くのは、たぶん今、考えれば普通にできたと思うんですね。ただ、それをやっていいという認識はみんなになかったので、結果的に何か何となくあいさつしそびれて終わってしまいました。

(田岡) 松尾さんの場合はどうですか。

(松尾) 私もまったく知らないです。

(田岡) 今後、小田さんの場合は再審請求が出て、松尾さんの場合は差し戻しということで、今後の帰趨次第では同じ体験を共有した者同士でお話しされたりということもあるんですかね。

(小田) そうですね。今現時点ではあります。去年まではそう思わなかったですけど。

(松尾) 私はその辺、ちょっといろいろ思いがあって、私、仙台で裁判をして、今、千葉県に住んでいるんですけども、実は最近仙台のメディアの方からいろいろお問い合わせをいただいています、何かというと仙台で取材できる人は知りませんか。どういうことかということ、仙台の方でしゃべってくれる人がいないんです。もちろん私と裁判を一緒にやった人たちは、一切出てきていない。

そういうのって、まあ、どういう気持ちでか分からないですけど、もしかしたら、もう本当に負担を感じていらっしゃったりとか、裁判員をやったこと自体を忘れたいのか、そういうこともいろいろ考えてしまうと、私からちょっとあのときの仲間の連絡先を教えてくださいませんか？ という声は上げにくい。上げにくいんだけど、もし何か連絡を取りたいなと思っている人が 6 人の中にいたら、私いろいろなところに出ているので拾ってほしいかなという思いもありつつ、ちょっと自分から動けないんですね。

(田岡) 牧野先生、東京地裁では希望すれば連絡先を交換する仲介みたいなことをしていただけるのでしょうか。

(牧野) そうですね。前はだめだったんです。裁判経験者ネットワークの有志で経験者も含めて最高裁に提案を出して、裁判所が交流先を教えてあげるべきで、仲介もすべきだと。その前に経験者の方の 1 人が、自分の連絡先を、相手のを教えてくれとは言わないから、自分の連絡先を伝えて、よかったら連絡くれと言ったら断られたんですね。断った理由は目的外使用に当たると。つまり、審理のために連絡するために集めた情報を仲介のために使うことはできないと。1 日考えさせてくれと出した後の返事がそれだったんです。

ところが、我々が提案を出して同じ人が、経験者が 2 カ月後ぐらいに連絡したら、考え方を変えましたと。弾力的に考えるようにして、東京地裁が希望者には連絡先のあっせんに協力しますと。今、東京地裁は連絡先のあっせんに応じるということを公言しています。これ、裁判所と検察庁と弁護士会の三者協議会で公的見解として発表して、結構だとおっしゃっていますから、東京地裁が今では事務的に連絡先の交流ができます。だから地方の裁判所でもやっているところとやってないところがあるんですが、東京地裁はやっていますので、ぜひ見習ってほしいです。

もうちょっと付け加えていいですか。心理的負担の軽減の提言、日弁連がまとめたのは、まず客観的なデータがありまして、NHK の去年の 5 月と年末のアンケートで心理的負担を感じた人は、300 人にアンケートをしたところ 67% いたんですね。それから、裁判員経験者交流会というので、裁判員経験者ネットワークで交流会を 7 回やっていますが、ほとんどの人が心理的負担が重かったと。会っただけで戦友に会ったように楽になったとか、遭難者に会ったように楽になった。

小田さんと松尾さんは、きっと精神的に強いんですね。でもやっぱり心理的負担、相当感じていて、会っただけでよかったという人は統計的にも、それから経験者の交流会を私

がやっけていても多いんですね。ですからケアをやっけて必要だと考えられる。じゃあ、何で負担を感じてしまうのかということ进行交流会で聞いてみると、やっけて被告人の運命明を本気で考えちゃう。今後自分が2年と言ったら、本当に2年刑務所に入っちゃう。それで本当にいいのか。自分が下した判決は本当に正しいのか。被告人が更生するまで責任があるということで悩んでしまわれるんですね。

おそらく小田さんと松尾さんも、精神的に深い部分では悩んでいると期待したいんですが、彼らは非常にタフなので、それを乗り越えてむしろ前向きに裁判員経験の経験を生かしたいとか、提言に向きたいという方向に行ってくれているのはいいことだと思うんですけども、多くの方はやっけて負担を感じている。

死刑求刑事件のときには特に激しかったので、涙を流している記者会見の人とか、宮崎の死刑判決のときに記者会見ゼロです。だからそれはよっぽど、我々の経験者ネットワークの交流会では、それほどの重い事件でなくても負担が重かったと。フラッシュバックしている人もいたんです。だから死刑求刑事件の、特に死刑を言い渡した裁判員の方の心理的負担は極端に重いと想像しています。以上です。

(田岡) ありがとうございます。この心理的負担の軽減は、対象事件の拡大等々していくに当たっても、前提として整理されないとなかなか理解が得られないところかと思しますので、運用面でも東京地裁がそういうふうに改善されるのはいいことかなと思います。

最後の論点で守秘義務の点です。守秘義務について日弁連が、発言者を特定できない程度であれば、もっと緩和していいんじゃないか。あるいは罰則まで科す必要はないんじゃないかと。こういう提言を出しておりますけれども、裁判員経験者の小田さんはいかがでしょう。

(小田) 私は守秘義務に罰則規定があることに非常に違和感があります。裁判官と裁判員はやはり違うんだなというふうに、この点を見ても感じますし、何となく信頼されてない気がします。もちろん、何でも全員がきちんと守秘義務を守るとは思いませんけど、今のところそういうふうに感じますね。

(田岡) 裁判官にも守秘義務で罰則があるとか、そういう方向じゃなくて両方を科さないという方向。

(小田) そういうことですね。そろえてほしいということです。

(田岡) 松尾さんはいかがでしょう。

(松尾) まず罰則についてなんですけれども、私、商売が守秘義務に罰則が付いている

んです。なので、罰則が付いているものだというベースがあるんです。だって義務だからという思いがありまして、なので、裁判員をやって裁判官に守秘義務がないんだという方がびっくりしました。それが罰則についてですね。

あと守秘義務の緩和なんですけれども、自分自身として、要は評議室の中はだめ、みんなが見ていけばオーケーと、非常に分かりやすかったんですね。なので、ちょっと余計に混乱するのかなという思いはあります。一部で差し戻しでどうのこうのという話をしたと思うんですけれども、正直、次の裁判が始まって、何だかんだいろいろな声が聞こえたときに、評議の中身をぶっちゃけてしまいたいという思いはあります。反論したいというのはたぶん出てくると思うんですが、ただ、それをやってしまうときに、例えば個人を特定できない形で私は表現できるという自信はないです。いつも守秘義務を仕事で扱っていて、やはり個人を特定しない形で開示しましょうという、例えば事例研究であるとか、研究発表であるとか、あるんですね。

ただ、それも毎日扱っていてもすごく難しいんです。どこから、何の情報から個人情報って漏れるか分からないものなので、そこで日々苦労している身としては、個人を特定しない形であって、果たしてどうだろうなと思って。毎日扱っていても難しいのに、果たしてできるのかなと。

仕事ではやっていますけれども、それはちょっと感情に任せてしゃべりたいとなったときに、そのコントロールは私にはできないと思っているので、ちょっと反対しています。

(田岡) 山本記者は、アンケートではこの問題についてどういう結果だったのか、ご紹介いただけませんかでしょうか。

(山本) 今回の500人アンケートの結果ですと、3割強の157の方が、「基準があいまいで今でも迷うことがある」と答えてくださいました。中には自分が裁判員になったこと自体を誰にも話していけないというふうに思っていたらっしゃる方もいました。非常に夫婦仲がよかったという女性のケースですが、こんなことがあったんだよというふうに、毎日、毎日、だんなさんに話したかったけれども、話せなくて夫婦仲がちょっと悪くなってしまった。損害賠償で裁判所を訴えたいなんていうふうに明るく答えてくださる方もいらっしゃったんですけれども。

やっぱり現実問題、どこまでがセーフで、どこまでがアウトなのかというのは、経験者の方の中でも非常に悩んでいるのが現実かなという印象があります。ちょっと1つお話ししたいことがあります。これは私自身の反省なんですけれども、今、裁判員経験者の方には判決後に記者会見に臨んでいただいています。その場には裁判所職員の方が同席していて、明らかに守秘義務違反の質問をすると、その質問はやめてくださいという形で止められることもあります。会見としては非常に窮屈な設定なんですけれども、例えばそういう状況を逆手に取って、どこまでが質問としてセーフでとかアウトなのか。回答のどこまで

がセーフでアウトなのかという点を確認する努力が十分できていたかなと思うと、自分自身、反省することも多いです。現在もそういうところでうまくアプローチできる場所があると思うんですね。これ、すみません、反省です。

ただ、今の状況がいいのか悪いのか。あいまいだからいいというふうにおっしゃる経験者の方もいらっしゃいます。僕自身も非常に考えの中でまだ揺れていて、なかなか結論が出ない問題です。以上です。

(田岡) ありがとうございます。守秘義務の点は心理的負担の軽減という意味合いと同時に、経験を蓄積して共有し、よりよい制度に変えていこうという問題にもつながってくるかと思います。山本記者も取材されていて、例えば守秘義務があるために十分取材できないとか、せっかく取材していい結果を得ているのに公表できないとか、そういう問題はありますか。

(山本) よくぞ聞いてくださったという思いです。特に耳目を集める事件の裁判員経験者の方にインタビューできる場合というのは、そもそも非常に機会が少ないんですけれども、せっかくの経験だからお話ししたいという非常に恵まれた機会がめぐってくることもあります。じゃあ、そのときにお話ししてくれたことが全部紙面で表現できるかという、正直なかなかその通りにはいかないときもあるというのが現状です。

「非常にためになった」、「ここで悩んだ」という感想ももう 1 枚皮をはがすとすると、もうそれがまさに守秘義務の対象になる可能性が高いケースというのは非常に多いんですね。取材して取材が終わったときには、こんなにいいお話が聞けて、これをぜひ読者の方にお届けしたいと思うんですけれども、パソコンの前でいざ原稿を書こうとすると、思った以上に書けないというのが現実で、それは日々もどかしさを感じているのが現実です。

(田岡) 日弁連はさらに第三者検証機関を設置して、守秘義務をそこで緩和しようという提言をしていますけれども、牧野先生、この点について説明をお願いしますか。

(牧野) この点は守秘義務のブラックボックスの弊害のうちの、市民の常識を共有化しようとするもう 1 本の柱ですね。今、守秘義務の緩和についてはいろいろ懸念する声があるんですが、第三者検証機関の場合は、中立的な信頼できる、例えば法曹三者と有識者と市民と、または裁判員経験者も加えてとかいう機関を設置して、そこには裁判員の守秘義務を全面解除して、情報を全部話せると。

部会では録画とかモニタリング使用という議論も出ました。韓国では研究目的では録画使用という立法が直前までいって廃案になりました。模擬裁判のときにはモニタリングできていました。そういう場合に録画とかモニタリングして、しかしその結果、構成員は守秘義務を負うと。今回の守秘義務軽減立法には、その研究機関の守秘義務解除の規定も盛

り込んであります。

それで得た結果は、公表するときには事件名とか個人名は一切書かないで、こういう貴重な意見が出たということだけを公表するという提言を、実はもう提言になっています。ですから、そういう方向も弊害を防ぐためにはありかなと思っています。

(田岡) 小田さん、松尾さんの立場から、第三者検証機関であればお話ししてもよいというのはどうでしょうか。

(松尾) その設置については非常にいいことだと思っています。

(田岡) 周防さんはこの点はいかがでしょう。

(周防) 僕もその意見、提言を読んだときに、これはありだなと。本当に今、評議室で、裁判官がどんな話をしているのかがとても気になっていて、例えば説示なんていうのは、かなり踏み込んだところの説示まで公開の法廷でして、それから評議室に入ってもら。要するに、陪審員裁判では裁判官が評議に参加しないので、公開の法廷でいろいろ注意事項を言うわけですね。その裁判官の言ったことが控訴理由にもなったりするぐらい重要な説示というのが公開の法廷で行われていて。この公開の法廷で説示を行うことは、それこそ裁判員法の第 1 条じゃないですけど、広く国民に司法を理解してもらう上でも大事なことだと思うので、評議室なんかではやらないで、公開の法廷でできる限り説示してしま。それぐらい僕は評議室の中で何が行われているかということが非常に問題だと思うので、第三者機関を設けて徹底的に研究するというのは、非常に大事なことだと思います。

(田岡) ありがとうございます。では、この守秘義務の点は以上でよろしいでしょうか。では質疑応答を行いたいと思うんですけども、時間が限られておりますので、すみません、質問状を出していただいておりますので、私の方で適宜選択して読み上げて質問をさせていただきます。もしまだ質問したいという方がいらっしゃれば、箱が両側にありますので出してください。

まず裁判員経験者の小田さん、松尾さんに質問なんですけれども、専門的な知識がない中で判断を下す立場になって不安はありませんでしたか。またプロの法律家ではない中で、どういった意気込みで取り組まれたんでしょうかということですが、いかがでしょうか。

(小田) 終わってからもうだいぶたちますけど、本当に今あらためて思うのは、よく何も考えないで、何も考えないというのは言い過ぎですけど、あまりそこまでは考えなかったです。

(田岡) 自然体で臨まれたと。

(小田) はい。ただ、とにかく意識をしたのは、やったかやってないかというところはありますけど、検察側の主張に対してその主張が果たしてそうなんだろうかという目は常に持つようにしていました。その質問でおっしゃっているように、やはり困ったのは確かに量刑の部分ですよね。なので今考えると、ちょっとぞっとするところがあります。

(田岡) 松尾さんはいかがでしょう。

(松尾) これは今でも私が思っていることなんですけれども、裁判員ってプロに近くちゃいけないと思うんですね。市民感覚を入れるための制度であり、ずぶの素人の方がいいんだと私は思っているんです。なので別にプロではなくて、全然専門領域ではないところに参加してやるということに対しては、もう分からないのが当たり前と思っていたので、全然そういう不安はなかったです。逆に分からないので教えてくださいという立場ですよ。

それで、意気込みという意気込みは、すみません、正直なく、当たった、やった一、ですよ。それで7日間やりました。

(田岡) ありがとうございます。皆さんが当たった、やった一、と思っているかどうか、いろいろな方がいらっしゃいますからね。松尾さんに続けて質問なんですけど、先ほどプレゼンのうまさに惑わされないようにという説明が裁判所からあったという話でしたけど、実際、プレゼンのうまい、下手で印象が変わって、結論にも影響があるんじゃないか。影響はされませんでしたかということなんですけど。

(松尾) 私、非常にひねくれていますので、その辺は大丈夫です(笑)。ただ、やっぱりそういうふうには惑わされるであろう善良な方々を想定して、たぶん裁判官の方は、そこではなくてきちんと事実を見てくださいます。そういうしゃべりがうまいとか、絵がきれいとか、そういうのは関係ないですよという話はされました。

(田岡) 小田さんに質問なんですけれども、評議の中で意見が言いやすくなるような工夫などは裁判所で何かされていたんでしょうか。

(小田) 何かしゃべっちゃいけない範囲のところがあった何か言ってください。私の参加者メンバーは非常に発言もほぼ均等と言うとあれですけど、特に誰かが物を言いづらいいということはなく、かつ、裁判長、裁判官の3人が非常にチームワークがよくて、民間企業で働いている一員としては、ああ、この部署は売り上げがいいんだろうなと思えるよ

うなチームだったんですね。だからそういう意味でいろいろ配慮があったので、物が言いにくいとかそういうことはなかったです。

(田岡) 松尾さんはいかがでしょう。質問の中に、やはり声が大きい人の意見に流されがちなんじゃないかと。例えばメモをみんなに書かせて張り出すとか、何か工夫をしないと大きい人がリードするんじゃないですかという意見があります。

(松尾) それは評議の中で声の大きい人。声の大きい人が有利になるほどのスペースはないです。結論から言いますと。そんなに大きい部屋ではなくて、たぶん裁判員の DVD とかで円卓みたいなのに座ってというのを見たことがある方がいらっしゃると思うんですけど、そんな距離は遠くないので、それを気にするまでの快適な広さはなかったです。

(田岡) ありがとうございます。では周防監督に質問なんですけれども、『それでもボクはやってない』という映画を見て、特に女性として、被害者として法廷に立つ難しさを感じたということなんですけれども、今、裁判員の立場、被告人の立場からの発言が多いんですけれども、やはり被害者の立場からすると、もっとプライバシーやメンタルな面で保護されなければいけないのではないかと。特に裁判員裁判となりますと、裁判員の方もありますが、この点についてどうお考えですかという質問が来ています。

(周防) いや、その通りだと思います。ただ、裁判の原則というものがあって、何で公開が原則になっているかという、長い歴史の中でそうやってきたんですよ。ただ、僕が取材したときに思ったのは、裁判所は今、被害者、特に性的な事件の被害者に対しては、本当に慎重にやっています。結局、きちんと争いたいと思っている被告人がいるのに、裁判官は圧倒的に被害者の 2 次被害というのを避けようとして、本当に神経質になるほど被害者に気を使っているんじゃないですかね。

何で今までそうじゃなかったんだろうと不思議になるぐらい、今、裁判所は被害者に対してとても手厚く考えているんだというのがあったので、そういう時代の流れなんだと思うんですけど。ただ、ここまでやってきた裁判の歴史の中でいろいろな制度が出てきているので、今だってビデオリンク方式とか、あとは映画でもありましたけど、遮蔽措置とか、なるべく被害女性の方がしゃべりやすいような、法廷に出てきやすいような形を取ろうとしているので、これはいくらでもこれからも考えてやるべきで、性的な事件を裁判員裁判から外しましょうという意見もありますけれども、原則は外さないで、そういう事件こそもっと市民が関心を持って、その受けた傷ですよ、そのことに共感を持っていただきたいというふうな、理解を深めてもらいたいのでやるべきだと思うんですけど。

どういう形でやれば被害者の負担というのを軽くできるのかは、それはいろいろ考えなきゃいけないことだと思います。

(田岡) ありがとうございます。山本さんにも質問が来ております。裁判員裁判になって厳罰化が進んだのではないかという意見がありますけれども、メディアがどうしても被害者側の報道をするので、その厳罰化をあおっているとは書いてないですけれども、本質が見えづらくなるような問題はないのかと。この点について記者としてどのような点に心掛けておられるかという質問です。

(山本) とても難しい問題だと思いますけれども、確かに、例えば刑事裁判で被害者や遺族の方が法廷に直接みえて、ご意見を述べられる機会ができました。被害者の気持ちというのは十分伝わったけれども、ただ、裁判員裁判を取材していると、量刑を判断する上では被害者感情とは少し距離を置いて判断することに努めたという話をいただいたケースが非常に多いというのが、僕の体感です。

メディアが被害者ばかりを取り上げて報道するというのは、よく耳にいたしますし、議論する機会も多くあります。ご指摘はすごくよく分かるんですけども、こと裁判員裁判では被害者感情がことさら量刑に過度に影響を与えるわけではないのではないかなと思います。というのも、例えば最高裁の統計で、性犯罪の一部で量刑の山が、最も多い量刑の山がやや厳しくなっている傾向が出てきております。例えばそれがこれまで強姦事件の既遂行為、強姦未遂と既遂ではっきり量刑で分かれていた従来の在り方が、例えば仮に未遂であっても心の傷というのは既遂事件と同じぐらいの被害と考えていいんじゃないかという形で、これは市民感覚で揺さぶられた結果というか、これは実は周防さんに取材してそのままそのときの言葉なんですけど、この基準みたいなものも揺らいだから起きた現象であって、まさに裁判員時代の量刑の在り方なのかというふうに、私はむしろ受け止めています。ちょっと答えになったかどうか自信がないんですが、今の考えを私はこういうふうに思います。

(田岡) ありがとうございます。ほかにもたくさん質問をいただいておりますけれども、すみません、時間の都合がありますので以上とさせていただきます、最後に一言ずついただきたいと思います。このシンポジウムのタイトルは「こんなふうにしたいな」ということですから、ぜひこんなふうにしたいなというアイデア、あるいは夢を最後に一言いただければと思っております。小田さん、お願いいたします。

(小田) 最近非常に感じていることがありますして、裁判員裁判において市民の感覚、それから民意、これを反映させるような表現がありますが、この市民感覚という言葉は非常に便利であり危険だなと思います。どうしても、私も参加するまでは報道で見る、見聞きする情報に踊らされていて、どうしても感情的に物を言っていたと思うんですね。

でも実際の裁判は感情で語る場所ではないというごくごく基本的なことを、裁判員裁判

に参加して気が付くようになりました。私が参加したことによって、これを義務ととらえるか、権利ととらえるかというところによって、制度に対する市民が前向きになれるかなれないかというところの部分があると思うんですね。私は実際、結果的に自分が参加したということは前向きだったわけですけれども、その理由は何だったんだろうということをあらためて考えたときに気が付いたのは、やはり法廷の中で行われていること、今までは専門家だけで行われていたことに対して、自分自身の市民の目でそれをチェックすることができるということに魅力を感じました。

実際、かかわった裁判の判決については、職業裁判官だけで同じ結果が出たとは思っていません。国民が、市民が国がやっていることをチェックするというところに非常に意義があるなという制度だと思っています。

(田岡) ありがとうございます。では松尾さん、お願いいたします。

(松尾) こんなふうにしたいなというと、何か具体的な発想は実は全然浮かんでないんですけれども、いつも思っているのは、裁判員をやったんですよと仕事関係の人とかしばらくぶりの友達とかに言うと、珍獣みたいに扱われるんですね。もう明らかに、えっ、近くにこんな人がいたんですかみたいな、本当にリアルに受けてしまうんですよ。

要するに裁判員裁判というのが、いや、来年自分が当たるかもしれないよというのも、あまりみんな自覚していない。自分の身近に裁判員経験者がいたんだということでびっくりしちゃう状態。そこから、へえ、どうだったの？ どうなの？ という質問が始まるんですけれども、そのときも守秘義務がどうとかって来ないんですね。まずどういうふうに通知が来るんだい、その後どういうふうに呼び出されるんだいと。呼び出したらそれこそどうなるんだいと、そこからの話で飲み会が終わっちゃうぐらいの情報しか伝わっていない。

いかに、私が裁判員をやりましたので本当の身近に感じていたりするんですけれども、たぶんやらないままだとそっちの分類だったと思うんですね。本当に政治音痴、法律音痴、新聞を読みませんなので。ただ、広報の部分といいますか、裁判員制度というもつと、いや、自分もすぐに当たってしまうかもしれない制度だよと。続いている限りあなたのお子さんもやるかもしれない制度だよと。特別な人が特別やる制度でも何でもないんだよというところが、もつと伝わっていった方がいいのかなといつも思っています。

あと、経験者がもう万単位でいるんですよ。いるんですけれども、私こういう場に出るのは2度目なんですけど、あんまり2度目、3度目というのは本当はよくないなと思いつつやっております。牧野先生いわくずぶとい人なんですよ、私たちだけしゃべっているんじゃよくないので。まあ、もつと経験者が声を上げるという意味でも裾野が広がってけばいいんじゃないかなと思っています。どうも今日はありがとうございました。

(田岡) ありがとうございます。では周防監督、お願いします。

(周防) 最近はこういう機会でいろいろ意見を述べさせていただくことが多いんですが、ふと、最近言っていないなということも1つ思い出しました。公判前整理手続の裁判官と公判の裁判官を代えるということです。ただでさえ評議の中では、裁判官が職業的な経験からいろいろな面で、裁判員に対して圧倒的に優位な立場にあるのではないかと思うんですが、それをさらに公判前整理手続で裁判員の知らないことをいっぱい知っている中で、それで評議で同等ですと言われてやるわけですから、こんな不公平なことはないと。立場の違いというのはあからさまなので、公判前整理手続の裁判官と公判の裁判官を違うようにする。そうするとたぶん、公判の裁判官は、何でこんな公判前整理手続をしているんだという怒りもわく場合もあるでしょうから、裁判所の中で公判前整理手続に対する反省というのにも出てくるはずなので、ぜひ公判前整理手続の裁判官と公判の裁判官を代えるというのを、今日の記録に残していただけるとありがたいです。

(田岡) ありがとうございます。日弁連の提言に付け加えないといけないですね。では、山本さん、お願いします。

(山本) 僕からは1つ。これも裁判員の会見に出ていてよく感じて、もうちょっと何とかできればいいなと思うことなんですけど、判決言い渡し後の会見で、「もうちょっと刑事裁判の仕組みとこのことを知った上で臨みたかった」とか、「刑事裁判のルールというのはこういうものなんだとこのことを身に付けた上で臨めればな」というふうに、残念がる方がいらっしゃいます。

例えば裁判員経験者の方が中学校とか高校とかに招かれて、ご自身の経験を語って、中学生や高校生が自分たちの問題として1時間でも2時間でも考える機会を若いうちに持てるような社会になるといいなというふうに思っています。というのも、ある裁判員の方が同じように小学校に招かれてご経験を話された経験があったそうです。その子供たちから寄せられた作文、文集をその人に見せてもらったことがあって、年相応のかわいらしい字だったんですけど、「裁判員というのは義務だと思ったけれども、権利だということが分かりました」というふうに、すごく強い言葉だなと思ってしみじみしたというか感動したというか、そういう経緯があったからです。

先ほど見ていただきましたけれども、3年目の連載では、裁判員の経験というのがどういうふうに社会に影響しているのかというのを、僕の同僚がいろいろな経験者の方からお話を分けてもらって作りました。これってまだ萌芽というか、芽が出たばかりだと思うんですけど、さっきの法教育の話じゃないんですけど、裁判員という経験が社会の中で隅々に行き渡るといって、そうなったときの社会ってどういうものなのかなというのを、僕自身つぶさに見ていければいいなと思っています。以上です。

(田岡) ありがとうございます。時間が来ていますけれども、すみません、青木さん、お願いします。

(青木) こんなふうにしたいなということで、何か 1 つ具体的なことということでしたので、この場の思い付きで申し上げますと、やはりもう少し裁判員制度自体の情報をオープンに、風通しをよくしてほしいという思いが強くなります。先ほど来出ている裁判員経験者の方々のお話を聞いていても、何か隠れキリシタンみたいな感じで、別に悪いことをしたわけとか、声をしのばせて語るような体験ではなくて、本来ならば堂々と社会の中でみんなに発信しても構わないような経験であるのにもかかわらず、なかなかそういう環境が整わないというのは、これはやっぱり制度を運用している側、我々専門家と呼ばれる側の方にも多々問題があって、とにかく 1 件ずつひっそりと、問題のないように終わらせていくという、これまで司法と呼ばれる機関が得意にしてきた非常に堅実な、地味な、社会の中でひっそりとやっていくという物事の運び方でやっているような気がしてなりません。

これで本来、裁判員制度が持っているダイナミズムとかが、十分生かされることになるんだろうかなという残念な思いがあります。先ほど牧野先生からご紹介があった日弁連の提案の中にある第三者研究機関ですか。これはぜひ実現していただきたい。今のところ、日弁連の提言だけで、こういうことをほかの機関とか研究者が言っているわけではなさそうではありますが、ぜひ実現して、牧野先生のお力で、私をぜひその機関の委員に入れていただきたいと強く思います。

いつも思うのですが、裁判員のことを分析しようと思っても、資料集めに非常に苦労します。私は一応研究者の端くれですので、どうやっているかということ、簡単に言うと、それなりのお互い信頼関係のあるメディアと情報交換をしたりすることによって、何とか題材、資料を集めて、本当にある意味取材ですね。そういったことが実情です。あまりにも情報がクローズドすぎる。

第三者研究機関みたいなのを塚って、そこでは守秘義務に関係なく議論できるというような場がフォーラムの 1 つでもできたら、どんなにいいだろうかと思います。この間、授業の中で話したんですけど、しかるべき機関での研究目的ならば、覚せい剤の所持や譲渡は正当化されるのに、裁判員裁判の体験談を話したり聞いたりすることは正当化されない、違法性阻却事由がないとか、いったいどうしたことでしょうか。

まだ、司法というのが、社会のインフラの 1 つだと、裁判という営み自体も含めて、社会の公共財であるんだという考え方がまだ全然根付いてないんだと思います。少しでもそういう方向性を持っていけたらいいなというふうに願っています。今日はどうもありがとうございました。

(田岡) ありがとうございました。最後、牧野さん、簡潔にお願いいたします。

(牧野) 国民が裁判所の評議に入れる時代が、私が生きていうちに来るとは思わなかったもので、何百年に一度の機会だと思って委員会活動とか裁判員経験者ネットワークというのをつくったりしています。結局、今日の集まりもそうなんですけど、僕の出発点は模擬裁判との比較だったんですね。ご存じの方はいらっしゃるかもしれませんが、制度が始まる前に裁判所、検察庁、弁護士会で模擬裁判というのをやったんです。

そのときには評議は別室でモニタリングしていたんですね。いい制度にするために。そのときには裁判官3人固まって6人というのは威圧感があるから、ばらばらに入れろとか、そのときに出た意見で弁護人も、例えば前科がないのは有利な状況というけど、周りに前科のあるやつがないから何で有利なんだとか、反省する意見がいっぱい出てきて、これは絶対評議というのは、せつかく市民が入ったんだから、これはオープンにして社会で共有しなきゃいけないというのが、僕は最大の課題。

しかも話せない苦痛があるということで、立法論としては日弁連で提言、つくる、委員会に入って、運用論としては裁判員経験者ネットワークというのを作りました。今後の課題としては、それが日弁連提言を作っただけで終わってしまっているんですよ。このままでは立法しないと意味がないし、第三者検証機関の設置も提言になっているけど、さっきどなたかおっしゃったように実現しないとイケない。実現したらぜひ青木先生、招待しますけれども、実現するために何が必要かと考えると、結局、役所任せだと実現しないと思っています。

法務省の検討会にも頑張ってもらおうように応援はしますけれども、結局市民が主役として裁判員制度に参加しているわけですから、制度の改革も市民の目から支えてもらう。僕は日弁連提言を作るときには、市民の皆様にもいろいろアンケートしたり、経験者の声も聞いた上で反映をできるだけさせるようにしました。

今日の企画も日弁連の提言は、まず市民の皆様、メディアを通じてもらう。反対してもらって結構なんです。微修正を加えてもらって結構。もっと時間があれば、市民の活動からも提言がいっぱいあるんですね。例えば裁判員裁判の日程は、裁判所は公表すべきだ。驚くことに公表してないんですよ。当日受け付けで聞かないと分からないんですよ。検察庁から秘密に資料を得られるだけです。裁判員に親しんでくださいと言うんだったら、1週間分ぐらいのを裁判所は各地裁ごとにホームページで公表すべきです。これは裁判員ネットという市民団体での提言でも載っていましたが、いくつかの団体でもおなじことを言っています。私も大賛成です。

そういうようにこれを、本当の提言の中には市民のバックアップ、メディアのバックアップが絶対必要で、役所任せではだめなんだということで市民が司法参加したので、改革も役所任せではだめで、市民とメディアと一体となってやっていこうというのが私の願いです。ありがとうございました。

(田岡) それでは以上をもちまして、第 2 部のパネルディスカッションは終了とさせていただきます。パネリストの皆様には拍手をお願いいたします。(拍手)

(司会) パネリストの皆様どうもご苦労さまでございました。会場の皆様も本当にご苦労さまでございました。それでは最後に閉会のごあいさつを、第一東京弁護士会副会長の野村憲弘よりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(野村) 裁判員経験者のお 2 人の方には貴重なたくさんのご意見、どうもありがとうございました。またほかのパネラーの方々も、皆様から非常に的確で貴重なご意見をどうもありがとうございます。本日の議論を通じて裁判員制度にさまざまな問題点があつて、いろいろな改善の可能性があることをお分かりいただけたかと思います。裁判員制度の見直しの議論はこれから始まります。刑事裁判はその事件の解決、被告人のためとあると同時に、社会の基盤となるものであります。被告人の権利がより一層十分に保障されて適正な裁判がなされるために、裁判員の市民の皆さんが安心して職務をまっとうできるように、裁判員制度をよりよい制度に発展させて社会に根付かせたいというふうに考えております。

市民の皆様には引き続きご協力をお願いいたします。本日は長時間にわたりご協力いただき、最後までご静聴いただき、どうも大変ありがとうございました。どうもありがとうございます。

(司会) ではこれをもちまして、本集会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。(拍手)

お帰りの際にアンケートを回収しておりますので、入り口のところでアンケートをお書きいただいております。よろしくお願いいたします。

<講演終了>